

# 学校安全推進の手引



地域ぐるみで子どもの安全をまもるために

子ども安全サポート推進委員会  
青森県教育委員会



## はじめに

全国的に、学校や通学路において、子どもや教職員に危害が加えられる事件が後を絶たない状況にあります。本県においても、登下校時における不審者による声かけ事案等が発生しており、学校の安全管理は喫緊の課題となっております。

安全で安心して登下校するためには、学校、家庭、地域、警察等の連携・協力による地域ぐるみの取組みが不可欠であります。「地域の子どもは地域で守る」を合い言葉に地域ぐるみの学校安全体制を整備し、子どもの安全を守る取組みを推進する必要があります。

このことから、県教育委員会では、平成17年度より県内30校において、地域社会全体で子どもたちの安全を守るための実践的な取組みを実施し、その成果を県内に普及することを目的とした「子ども安全サポート推進モデル事業」を進めているところであります。

この手引書は、「子ども安全サポート推進モデル事業」の一環として、学校への不審者侵入時の危機管理、登下校時における安全確保についてとりまとめたものであります。各教育委員会や学校におかれましては、学校の安全管理及び安全指導の充実を図るため、本手引書を有効に御活用くださるようお願いいたします。

平成18年3月

青森県教育委員会

教育長 花 田 隆 則

# CONTENTS

## 第1章 学校の安全管理

1	学校安全の定義	1
2	危機管理の必要性	3
3	学校の危機管理の目的	4
4	学校の危機管理における体制づくりの意義	4
5	学校安全計画と危機管理	5
6	学校における危機管理の進め方	5
7	安全管理の評価の観点	6
8	安全管理の評価の方法	7

## 第2章 不審者対策

1	不審者侵入に対する危機管理	8
2	学校の危機管理体制構築のための留意点	9
3	日常の取組を行う体制づくり	9
4	不審者侵入時に即応できる体制づくり	12
5	学校における登下校時の安全対策	13
6	地域と連携した体制づくり	14
7	学校安全委員会と学校安全ボランティアによる体制づくり	16
	Q & A	18

## 第3章 資料編

学校安全計画例	幼稚園	20
学校安全計画例	小学校	22
学校安全計画例	中学校	24
学校安全計画例	高等学校	26
学校安全計画例	特殊教育諸学校	28
知っていますか？	イカのおすし	34
地域安全マップの目的・作製方法		35
通知文		38
幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目(例)		44
青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例		50
参考・引用文献		55
子ども安全サポート推進委員会	ワーキンググループ構成員	55

# 第1章 学校の安全管理

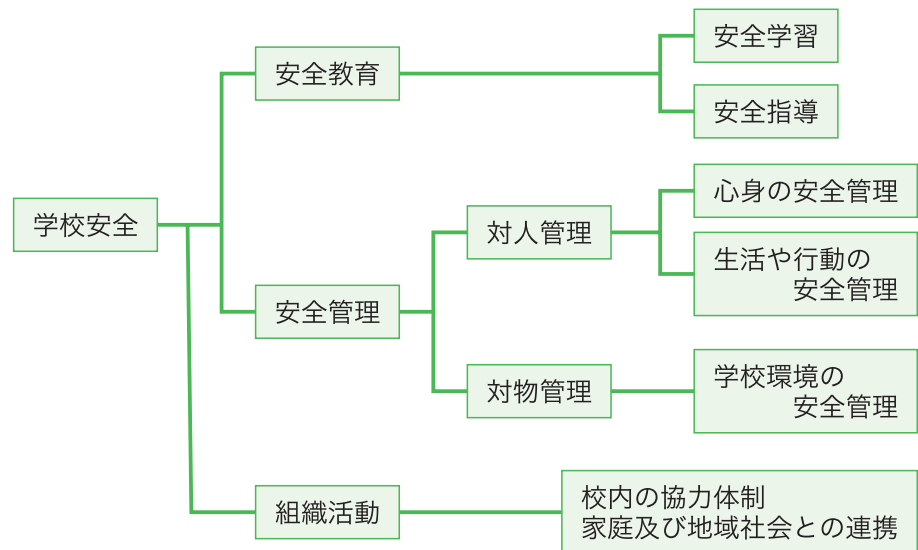
## 1 学校安全の定義

学校安全は、学校保健、学校給食とともに学校健康教育の三領域の一つであり、それぞれが、独自の機能を担いつつ、相互に関連を図りながら、児童生徒等の健康の保持増進を図っている。

### 学校安全は

学校における児童生徒等の安全に関する諸活動、すなわち、児童生徒等が主体（自分自身）や外部環境に存在する様々な危険を制御して安全に行動することを目指す活動である安全教育及び児童生徒等を取り巻く外部環境を安全に保つための活動である安全管理によって構成される。また、安全教育と安全管理の活動を円滑に進めていくための組織活動の役割も重要である（図1）。

図1 学校安全の構造図



### 安全教育は

安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることによって安全について適切な意志決定ができるようにすることをねらいとする「安全学習」の側面と、当面している、あるいは近い将来当面するであろう安全に関する問題を中心に提起し、安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指して行う「安全指導」の側面があり、相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われるものである。このことを、教育課程の領域に即して考えてみると、主として、前者は小学校（保健領域）、中学校保健体育科（保健分野）及び高等学校保健体育科（科目「保健」）を中心として、理科などの関連した内容のある教科や道徳、総合的な学校行事・課外指導などで取り上げられることが多い。

## 安全教育を行う場合には

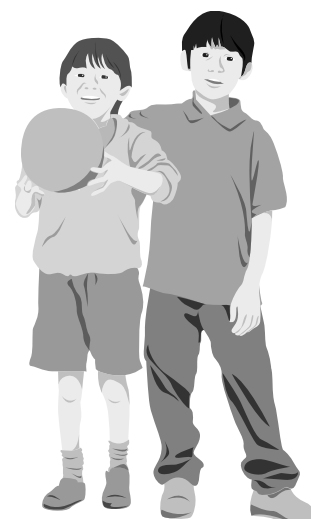
## 学校における安全管理は

## 安全教育と安全管理を効果的に進めるためには

児童生徒等が安全に関する問題について、興味・関心をもって積極的に学習に取り組み、思考力や判断力を身につけ、安全について適切な意志決定・行動選択ができるように工夫をする。例えば、見学や調査等を伴う課題学習の展開、視聴覚教材や資料の活用、コンピュータを使用した安全情報の活用、応急手当のような実習、暴力や誘拐から身を守るロールプレイングを導入することなどが効果的である。

事故の要因となる学校環境や、児童生徒等の学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらを速やかに除去するとともに、万一事故が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立し、児童生徒等の安全の確保を図ることを目指して行われるものである。安全管理は、教職員が中心となって行われるものであるが、安全に考慮しつつ、児童生徒等にも参画させることは、安全教育の視点からも重要であると考えられる。

学校の教職員、児童生徒等を含めた校内体制や家庭及び地域社会との密接な連携を深めながら、学校安全に関する組織活動を円滑に進めることが極めて重要である。



## 2 危機管理の必要性

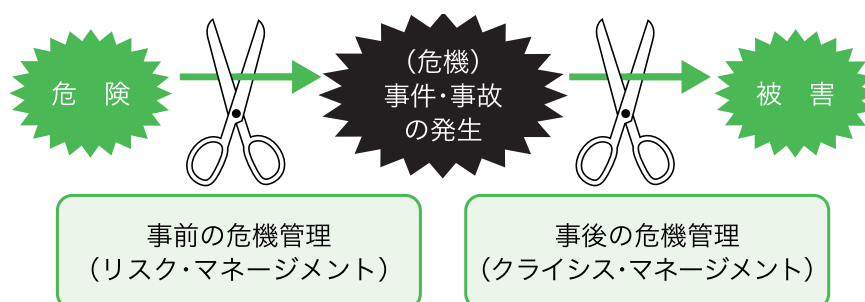
学校は、幼児児童生徒が安心して学ぶことができる安全な場所でなければならない。しかし、時として学校の安全を脅かす事件・事故（危機と同義。以下同じ。）が発生する。そのような事件・事故に備えて、学校において適切かつ確実な危機管理体制を確立しておくことが重要である。

### 危機管理とは

「人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処すること」を指す。

危機管理は、「事前の危機管理（リスク・マネジメント）」と「事後の危機管理（クライシス・マネジメント）」の2つの側面から、次のように捉えている（図2）。

図2 危機管理の2つの側面



### 事前の危機管理 (リスク・マネー ジメント) とは

事件・事故の発生を極力未然に防ぐことを中心とした危機管理である。ここでは、早期に危険を発見し、その危険を確実に除去することに重点が置かれる。

### 事後の危機管理 (クライシス・マ ネージメント)とは

万が一事件・事故が発生した場合に、適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えること、さらにはその再発の防止と通常の生活の再開に向けた対策を講じることを中心とした危機管理である。

### 学校の危機 管理の対象 となる事項

地震、火災などの自然災害、食中毒を含む感染症、授業や課外活動などの学校管理下における事故、通学中の交通事故や犯罪など様々である。その中でも学校への不審者侵入などの犯罪は、子どもや教職員等の生命や心身等の安全を脅かすことはもちろんのこと、学校に対して深刻な被害をもたらす、近隣住民をも不安に陥れるものであり、学校の危機管理の対象として非常に重要である。

したがって、防犯にかかわる学校の危機管理体制の確立は、全ての学校において緊急かつ重要な課題である。



### 3 学校の危機管理の目的

子どもや教職員等の生命や心身等の安全を確保することである。そのため、危険をいち早く発見して事件・事故の発生を未然に防ぎ、子どもや教職員等の安全を確保することが最も重要である。併せて万が一事件・事故が発生した場合に、適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えること、さらには、事件・事故の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じることも学校の危機管理の目的である。

### 4 学校の危機管理における体制づくりの意義

学校への不審者侵入等の犯罪は、子どもや教職員等の生命や心身等の安全を脅かすことはもちろんのこと、学校に対して深刻な被害をもたらすなど、学校の危機管理の対象として、非常に重要になっている。

このことから、学校の危機管理では、体制づくりが重要となる。

#### 学校の 危機管理体制

校長が責任者となり、安全担当の教職員（以下「安全担当者」という。）が中心となって活動を推進する。もちろん、学校の危機管理体制にはすべての教職員が参加することが必要であり、教職員はそれぞれの状況に応じて平時から役割を分担し、連携を深めながら活動を進めていく必要がある。

また、教育委員会をはじめ、警察等の地域の関係機関・団体との連携を確立し、迅速に連絡し合い、協力し合うことが可能な体制を作っておくことが大切である。

さらに、保護者や地域住民も、危機管理体制において重要な役割を果たす。学校内外における安全教育を通じて、子どもに自他の安全を守る態度を養い、自分自身で危険に気付き、それを回避する能力を育てることに加え、保護者や地域住民に対して危機管理への理解と協力を求めることも、子どもや学校の安全確保にとって不可欠な活動である。



## 5 学校安全計画と危機管理

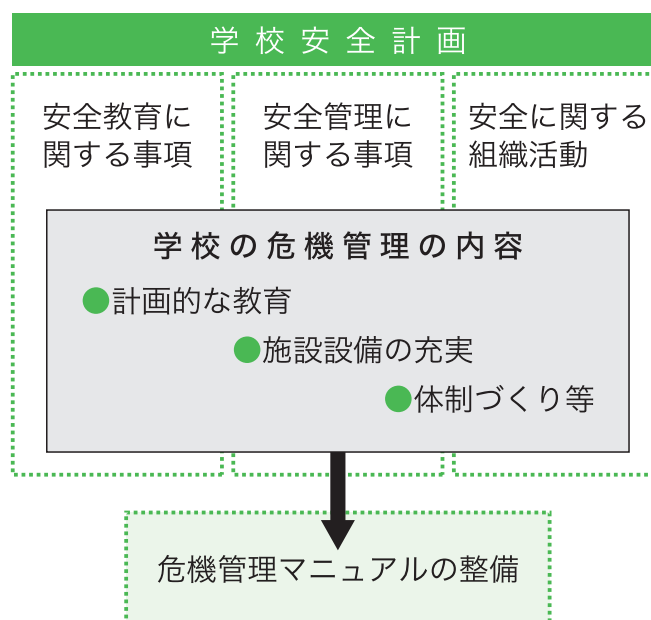
適切な危機管理を行うためには、綿密に計画を立案しておく必要がある。

### 学校安全計画

学校では、安全に関する計画として学校安全計画が位置付けられている。学校安全計画には、安全教育に関する事項、安全管理に関する事項及び安全に関する組織活動が含まれる。

したがって、危機管理の内容は、これら3つの事項にまたがって整備される必要がある（図3）。

図3 学校安全計画と危機管理



## 6 学校における危機管理の進め方

学校で行う危機管理の要点としては次のような内容があげられる。危機管理は学校の特性に合わせて、これらの内容を適切かつ確実に進めていかなければならない。

- (1) 安全担当者を校務分掌上明確にし、学校安全委員会等（P15～P17参照）を中心に、危機管理体制づくりを進める。全教職員の役割意識を明確にする。
- (2) 地域の関係機関・団体との連携を図り、保護者や地域住民へ協力を求める。
- (3) 様々な状況に応じて、実行可能で効果的な対策を講じる。
- (4) 家庭や地域の関係機関・団体と連携しながら、学校周辺等における不審者等の情報を把握する。

- (5) 学校、地域の状況等に応じた危機管理マニュアルを作成する。
- (6) その際、事件・事故発生時における対応の優先順位を明確にする。
- (7) 危機管理マニュアルを効果的に運用するために、実践を想定した訓練を実施する。
- (8) 訓練によって得られた課題をもとに、危機管理マニュアルをより機能するものに改善していく。
- (9) 教職員に対して、危機管理に関する研修を積極的に行い、教職員の危機管理意識の向上、維持に努める。

## 7 安全管理の評価の観点

評価の観点は、児童生徒の生命や身体の安全を確保し、安心して生活できるようにするという立場から、できるだけ具体的にしておくことが必要である。

項 目	視 点
安全管理の計画や体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校安全計画の安全管理に関する計画（不審者等の侵入を含む）は適切であったか。</li> <li>(2) 安全管理に関するマニュアル等は適切に機能するように作成されているか。</li> <li>(3) 事件・事故等の情報の収集や発生時の連絡体制が整えられているか。</li> <li>(4) 計画されたことが実行され、記録されているか。</li> </ul>
校舎内外の施設・設備の安全点検と事後措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 安全点検の実施要領が作成され、全教職員の共通理解が図れているか。</li> <li>(2) 安全点検は計画的に行われているか。</li> <li>(3) 安全点検の結果に基づいて事後措置が適切に行われているか。</li> <li>(4) 日常の安全点検が児童生徒の活動と相まって適切に行われ、その結果に基づいて適切な事後措置が行われているか。</li> <li>(5) 安全点検や事後措置の記録が適切に管理され、安全指導や安全管理に役立てられているか。</li> <li>(6) 不審者等の侵入に対する対策が立てられ、実行されているか。</li> </ul>
通学路の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 通学路の設定、通学路の防犯上の安全確保のための点検・整備が適切に行われているか。</li> <li>(2) 様々な通学方法について、安全のきまり・約束事等が明確に設定され、それが児童生徒に徹底されているか。</li> <li>(3) 通学時の安全確保のために、また犯罪被害防止のために、保護者や地域の関係機関・団体等との連携を図っているか。</li> </ul>

<p>事件・事故等発生時の救急及び緊急連絡体制</p>	<p>(1) 校内で事故が発生した場合の応急手当や通報の体制が確立されているか。</p> <p>(2) 校内に不審者等が侵入した場合及び登下校時に不審者等によって児童生徒が被害にあった場合の緊急の対応について、体制が整備されているか。</p> <p>(3) 全教職員が応急手当の手順や技能を習得できるように配慮し、研修などを行っているか。</p>
-----------------------------	---

観点については、一例であり、学校や地域の実情に合わせて、より具体的で、より適切なものに工夫して設定する必要がある。

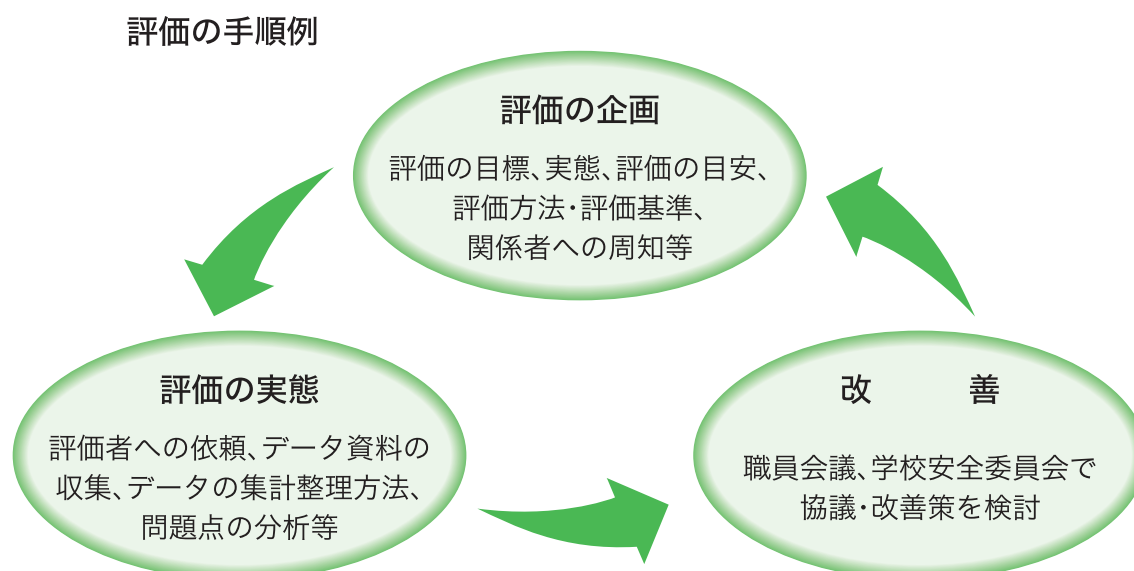
## 8 安全管理の評価の方法

評価の方法は、その目的や対象・項目等に応じて、検討すべきである。評価の担当者は、項目へのかかわりを考慮し、学校安全委員会の構成員や、教職員から適宜構成する必要がある。

担当者や具体的方法の検討の際には、

- (1) 計画やマニュアル等の内容、有効性等に関する、関係者や担当者からの意見
- (2) 計画やマニュアル等の内容の実施状況
- (3) 安全点検等の記録結果やそれらの集計結果
- (4) 児童生徒等の行動等の実態や規則などの遵守状況
- (5) 事件・事故の発生状況

以上のような情報が挙げられる。



# 第2章 不審者対策

## 1 不審者侵入に対する危機管理

学校における「危機管理」は、事前の危機管理（リスク・マネジメント）と事後の危機管理（クライシス・マネジメント）との両方をあわせて考えている。このことを踏まえて、ここでは不審者侵入に対する危機管理について、次の3つの視点でとらえることにする。

### (1) 不審者侵入を未然に防ぐための危機管理

第1に、不審者の侵入を未然に防ぐための危機管理である。学校内への不審者の侵入を防ぎ、子どもや教職員等の安全を脅かす事態が生じないように、対策を講じなければならない。

### (2) 事件発生直後の危機管理

第2に、万が一不審者侵入事件が発生した場合において、事件発生直後に行う危機管理である。侵入した不審者から、子どもや教職員等の安全を守り、速やかな状況把握と救急・救命、被害の拡大防止・軽減を行うための対策を講じなければならない。

### (3) 侵入者退去後・逮捕後の危機管理

第3に、万が一不審者侵入事件が発生した場合において、侵入者が退去した後、または逮捕された後に行う危機管理である。事態の收拾や、内外からの問い合わせに対応するとともに、事件・事故の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じなければならない。

学校への不審者侵入に対する危機管理体制とは、(1)～(3)の3つの視点を達成するために、

- I 学校内における迅速・的確な連携・対処
- II 学校と家庭、地域及び関係機関・団体との有機的・協力的な関係

について有効に機能するような体制を構築することである。



## 2 学校の危機管理体制構築のための留意点

学校の危機管理体制を構築するに当たっては、次のような点に留意することが望まれる。

- (1) 学校、地域、関係機関・団体等の特性や実態に即したものとする。
- (2) 子どもの安全確保を最優先に考える。
- (3) 校長、教頭、役割を担っている教員が不在の場合でも対応できるようなものにする。
- (4) 多様な事態にも柔軟に対応できるように工夫する。

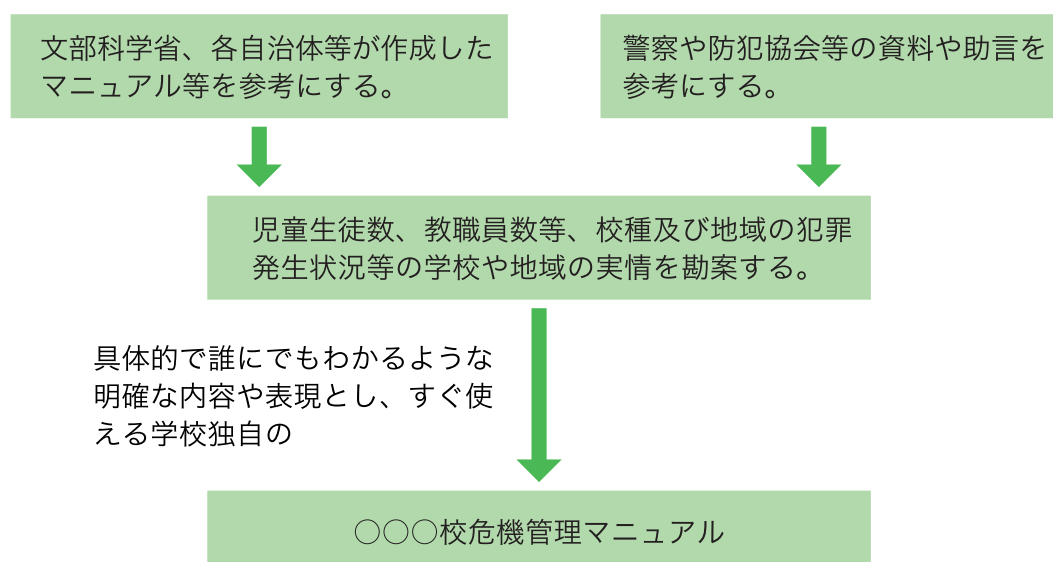
また、これらの体制が有効に機能するように、学校内はもちろんのこと、地域や関係機関・団体等とも活発な情報交換を行って、共通理解を図ることが求められる。

## 3 日常の取組を行う体制づくり

日常において、以下のような体制の整備が必要である。

### (1) 学校独自の「危機管理マニュアル」の作成・運用

各学校で独自の「危機管理マニュアル」を作成し、運用するための体制整備が必要である。マニュアル作成にあたっては、次の点に留意することが必要である。



また、マニュアルが有効に機能するように訓練や点検を継続的に行うことが必要である。

## (2) 不審者侵入時の教職員の役割分担の明確化

学校への不審者侵入などの事態に対処するために、あらかじめ教職員の役割分担を決めておくことが必要である。例えば、不審者侵入時の役割としては、(例1)のような役割が考えられる。

(例1) 不審者侵入時に求められる教職員の役割の例

全体指揮・外部との対応	校長、教頭
保護者等への連絡	教務主任、PTA担当教諭
避難誘導・安全確保	学年主任、学級担任、授業担当者
不審者への対応	発見者、生徒指導主事等
応急手当・医療機関との連絡	養護教諭、保健主事等
電話対応・記録	事務職員等
安否確認	(全体把握) 教頭、教務主任 (学年・学級) 学年主任、学級担任 (校内外巡視) 担任外教員等

これは、あくまでも一例であるので、各学校の特性・実態に応じた役割の設定や分担を行う必要がある。また、役割を担当している教職員が不在の場合でも機能するための工夫や、教職員の共通理解を図ることも考慮しなければならない。加えて、予想していなかった事態が生じて、柔軟に対応できるようにすることも忘れてはならない。

## (3) 報告・連絡・相談・確認(チェック)の体制

### ア 通報

- ・警察「110番」
- ・警察等との連絡システム等(使用方法等について確認しておくこと)
- ・消防・救急「119番」
- ・教育委員会等

### イ 緊急連絡

- ・教職員対象
- ・全校対象
- ・保護者対象

校内緊急通話システム等がある場合は、その使用方法等について確認しておくこと。

保護者等へ迅速に連絡するため、緊急時の連絡先リストを作成するなど、情報伝達網を整備しておくこと。

事件が発生して、様々な業務が生じると、情報の錯綜だけでなく、思い違いや行き違いなどが生

じる。例えば、警察への通報が必要な事態になった場合に、「誰かがすでに警察に通報しただろう」と考えて何もしないまま時間が過ぎ、結果的に誰も通報していなかった、といった状況が起こりうる。このようなことが起こらないように、単に役割分担を行うだけでなく、報告・連絡・相談・確認（チェック）が確実に行うことができる体制を、日常から整備（確認）しておくことが必要である。

#### (4) 不審者の早期発見・侵入防止

不審者の早期発見・侵入防止のため、学校内及び周辺の見回り、出入口について、限定し、登下校時以外は施錠するなどの適切な管理、受付などによる来訪者チェック等を徹底させるための体制の整備が必要である。

#### (5) 設備・機器の整備

不審者侵入対策に必要な設備・機器の整備について、各学校の実情を考慮しながら効果的に取り組むことが必要である。

#### (6) 連絡体制等の整備

学校周辺における不審者に関する情報の把握も不可欠である。情報の収集・整理・確認、そして伝達を円滑に行うため、不審者情報の収集・整理、不審者侵入時の迅速な連絡・通報、日頃からの教職員間、学校と子ども、学校と家庭、学校と教育委員会、学校と関係機関、PTA、地域住民などの連絡のための体制を整備することが求められる。



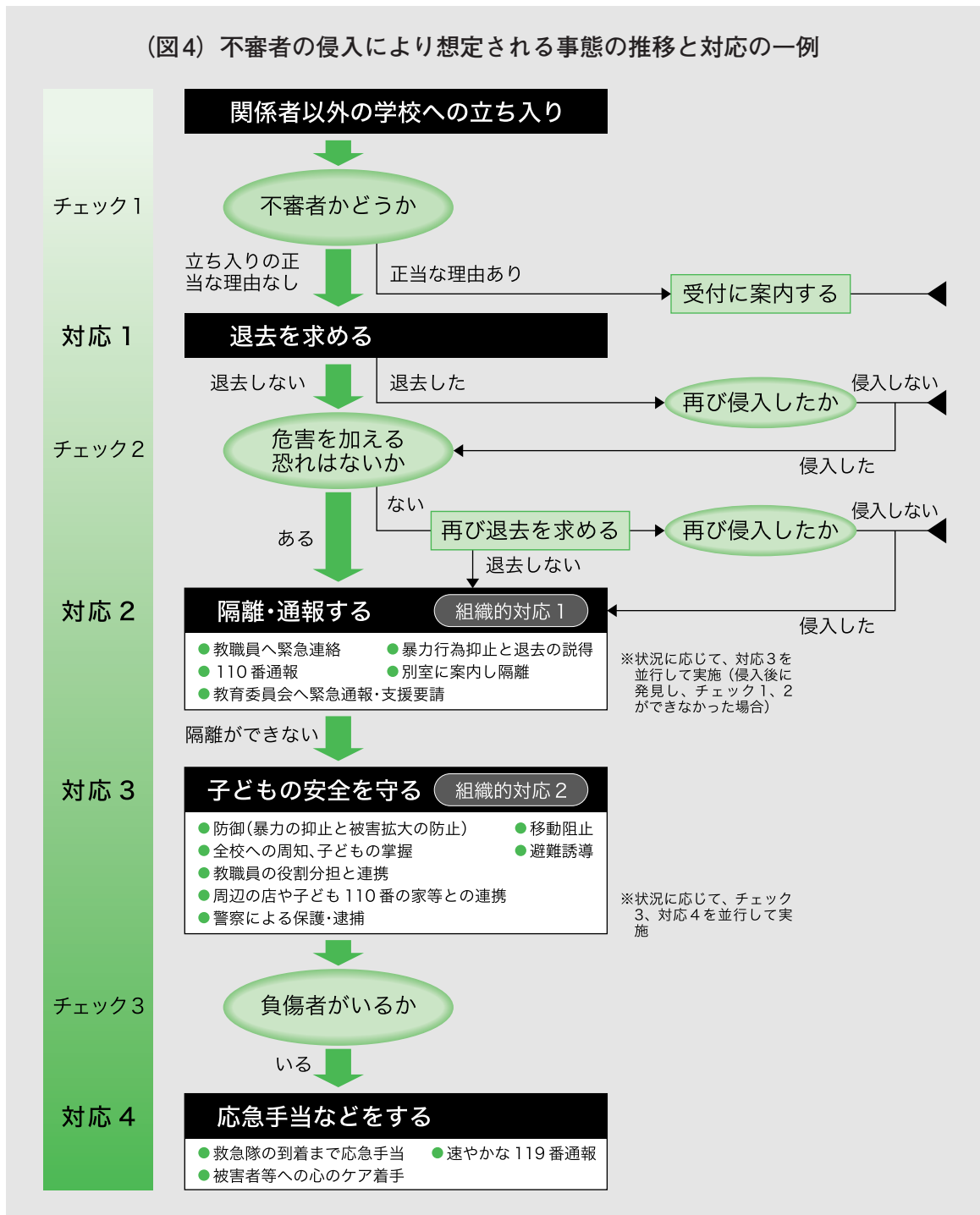


## 4 不審者侵入時に即応できる体制づくり

事件・事故の発生を極力未然に防ぐため、事前の危機管理について、万全を期すことが求められているが、万が一学校に不審者が侵入するなどの緊急事態が発生した場合に、子どもや教職員、来校者等の学校内にいる人々の安全を守ることができる体制の整備が必要である。

不審者の侵入により想定される事態の推移と対応の一例は、次の図4のとおりである。

(図4) 不審者の侵入により想定される事態の推移と対応の一例



## 5 学校における登下校時の安全対策

登下校時における安全確保は、通学路による登下校の徹底、通学路の要注意箇所の把握を行う。例えば、通学路の要注意箇所のマップを作成したり、それらの情報を児童生徒に周知する。また、地域の関係機関等との連携を図り、「子ども110番の家」等の登下校時の緊急の際の避難場所を児童生徒に周知したり、登下校時の緊急の際の対処法の指導などについて検討したりして、必要な対策を実施する。

不審者情報がある場合、警察のパトロール等の実施など関係機関との速やかな連携、緊急時の登下校の方法についての対応方針の策定、保護者やPTA等による学校安全ボランティアの学校内外の巡回等の実施協力体制の整備などについて検討し、必要な対策を実施する。

### (1) 通学の安全管理

通学の安全管理は、児童生徒の通学時における安全の管理を目的とするもので、通学路の設定とその安全確保及び通学的手段に対応した安全管理が主な対象となる。特に、中学校や高等学校における生徒の通学手段は、徒歩に加えて、自転車やバス、電車、場合によっては二輪車など多岐にわたることから、それぞれの交通手段の特性を考慮した安全管理が求められる。また、通学の安全管理については、交通安全だけでなく、暴力や誘拐等に対する防犯の観点からも対策が必要である。

なお、通学は学校の管理下にあるとはいえ、安全の確保には児童生徒の行動が大きくかわるので、児童生徒の行動の自己管理が極めて重要となる。したがって、安全管理だけでなく計画的な安全指導が不可欠であり、両者を特に密接に関連付けるべきである。

### (2) 子どもに対する安全教育

- ア 地域の「子ども110番の家」の所在地や表示、役割などを確認しておく。
- イ 安全マップづくりなどを通して地域での安全確保の重要性を認識しておく。
- ウ 犯罪被害にあわないための行動の仕方に加え、犯罪被害が発生した場合やその恐れがある場合の行動の仕方について、指導しておく。
- エ 学校での生活及び登下校時の行動の仕方
- オ 地域での遊びや日常生活での行動の仕方
- カ 大声を出す、逃げる等、とっさの行動の仕方  
「ついていっちゃダメ!!」～連れ去り被害にあわないために～  
CD-ROMで学ぶ連れ去り被害防止術等の活用  
など計画的に実施する必要がある。

### (3) 対応訓練

多様な場合を想定して、直接、間接に保護者や地域の関係機関等の協力を得て避難や対応の訓練をする。

防御の仕方については、警察などの専門家の指導を受け、安全かつ的確にできるよう訓練する。

## 6 地域と連携した体制づくり

日頃から地域と連携し、子どもの安全を守る体制づくりに努めること。

### (1) 学校と地域の子どもの安全のためのネットワークづくりに努める。

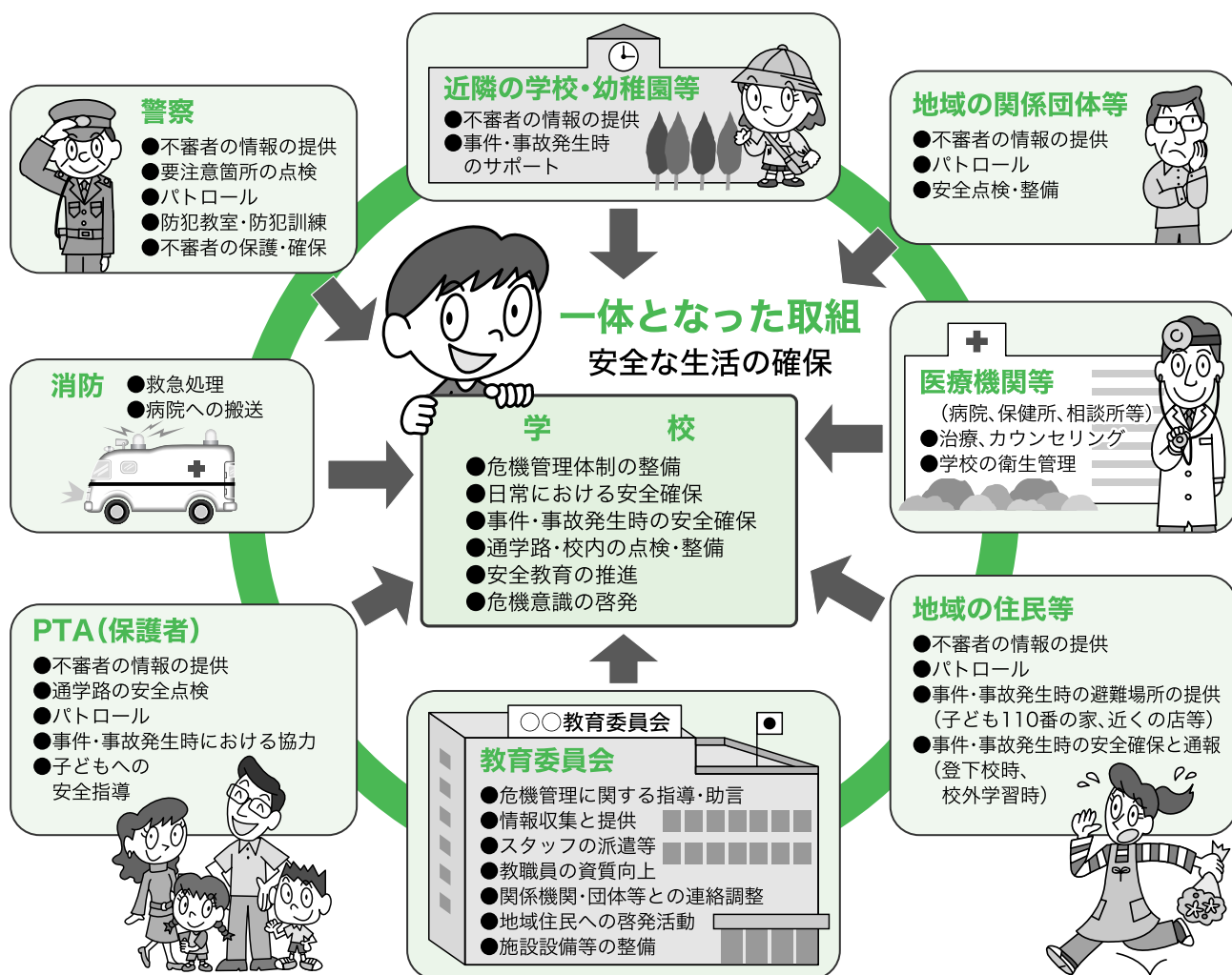
子どもの安全を確保するためには、日頃から、子どもへの声かけや不審者情報の提供、校内外の巡視などを進めるため、教育委員会はもとより、保護者等や地域の関係機関等、「子ども110番の家」などとの連携を図る必要がある。

- ア 保護者等との連携を図る。
- イ 地域の関係機関等との連携を図る。
  - ・警察、消防
  - ・近隣の学校
  - ・防犯協会
  - ・店
  - ・自治会、地域の団体
  - ・ボランティア 等
- ウ 「子ども110番の家」との連携を図る。



(2) 連携を図った安全対策例

学校だけでは、不審者から子どもを守ることはできません。学校を中心に、家庭、地域、関係機関等が一体となり、それぞれの役割を果たすとともに、お互いに協力し合うことにより、大きな成果を上げることができます。



連携を深める

- ① 開かれた学校づくりに努め、地域との信頼関係を築こう。
- ② 学校安全(保健)委員会や学校評議員制度を活用しよう。

## 7 学校安全委員会と学校安全ボランティアによる体制づくり

学校や子どもが危険にさらされている近年、地域ぐるみの学校安全の取組が必要不可欠となっています。地域ぐるみの学校安全体制の構築に努めるため、学校の運営組織の中に学校安全委員会等を位置付け、学校安全ボランティアと連携を図ることが必要である。

### (1) 学校安全委員会

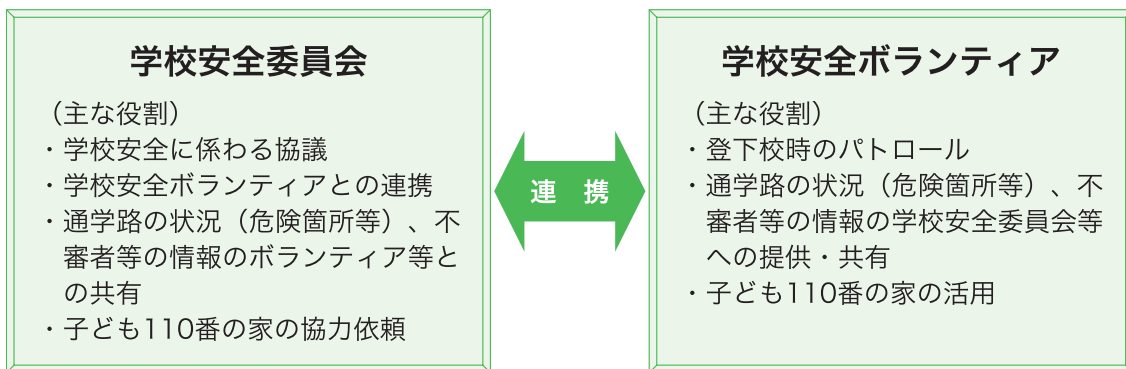
学校運営組織に位置づけ、学校安全の充実を図るため、家庭や地域社会と連携し、児童生徒の安全に関する諸問題について協議する組織である。

組織の構成例 市町村教育委員会、学校、関係機関（警察、消防署等）、PTA、自治会、町内会、地区防犯協会、青少年団体の関係者、学識経験者等

### (2) 学校安全ボランティア

校区内の学校と連携し、児童生徒の安全確保を図るため、地域住民等が校区内を巡回などするボランティアによる組織である。

組織の構成例 校区内PTA、自治会、町内会、地区防犯協会、青少年団体の関係者等のボランティア



#### 学校安全委員会の組織構成例

学校安全委員会は、学校と家庭、地域社会が連携して、子どもの安全に係わる問題の解決を推進していくものである。組織づくりのポイントは、それぞれの学校の実情に応じ、どのように問題を解決したいのか明確にし、その上で構成メンバーを考える必要があります。（固定的な観念にとらわれず、機能を重視し、問題解決に活用できる組織を目指す。学校保健委員会等を活用し、問題解決を図ることも可能です。）

学校安全委員会	学校代表	校長、教頭、保健主事、生活指導主任 等
	保護者代表	PTA役員、各学年委員長、各学年保健委員 等
	関係機関代表	地区防犯協会、青少年団体の関係者、学校安全ボランティア 等
	指導助言	警察署、学識経験者、学校医、教育委員会 等
	地域の人々	自治会、町内会、商店、企業 等





## Q&A

### Q1 地域ぐるみの学校安全体制を整備するには、どのようにしたらよいのですか。

**A** 学校と地域が連携を図るため、学校安全委員会等を設置し、自治会・町内会の代表等と共に、学校安全に係わる課題について協議し、地域住民等に理解してもらうことが大切です。学校安全委員会等の組織は、地域と連携を図るため重要な役割を担うこととなります。

### Q2 防犯教室の訓練等を、どのように取組んだらよいのでしょうか。

**A** 訓練の必要性・目的・教職員を対象とする訓練なのか、児童生徒を対象とする訓練なのか等を明確にする必要があります。机上訓練（シミュレーション）を行い、それをもとに、現実に即した状況において実施します。訓練実施後は、教育委員会や警察・消防等の関係機関の協力を得て、実施経過や結果を検討し、得られた課題をもとにマニュアルをより実効性のあるものに改善していくことが重要です。

### Q3 不審者等の対策に関して、保護者の取組みとして、どのようなことがありますか。

**A** 通学路の危険箇所の把握とそれにもとづく子どもへの安全指導があります。通学路の危険箇所の把握には、登校時と下校時では環境が変わることに注意する必要があります。  
不審者・不審車両などに関する情報を警察や学校等へ情報提供をすること、学校・PTA等が行う学校内外のパトロール等への参加協力等があります。

### Q4 通学路の危険・要注意箇所には、どんな所がありますか。

**A** 道が狭い、見通しが悪い、人通りが少ない、やぶや路地、倉庫、空き家など人が身を隠しやすい場所が近い、大型車が頻繁に通る所などです。

### Q5 不審者等の情報を共有するには、どのようにしたらよいですか。

**A** 不審者等の情報について、警察と連携をとりながら、学校と保護者、地域の関係団体等との間で、情報を迅速かつ確実に共有するための取組みを進めていくことが重要であります。

情報として共有することが望まれる項目として、不審者の出没等に関する情報、事件・事故の発生に関する情報、通学路における工事等の情報など様々であり、事前に収集する情報についての共通理解を図っておく必要があります。

情報を共有する必要性が生じた場合のルールについて関係者間で共通理解を図ることが不可欠です。ルールには、第一報はどこにいれるのか、どのような手段（電話、携帯電話、ファックス、メール等）で、情報を誰が流すのか等があげられます。

情報の収集・共有を進める場合には、迅速性が求められるが、一方で、確実性等にも配慮する必要があります。この点についても一定のルールを定める必要があります。教育委員会や学校等と警察との間では、学校警察連絡協議会などの場を通じて情報の交換に努めるとともに、特に不審者情報については、迅速、的確に行われるよう警察との協力を進める必要があります。

県警察本部がメールによる情報提供、ホームページによる声かけ事案発生マップ等による情報提供を行っています。



**Q6** 危険予測・回避能力を身につけさせるための安全教育を推進するのは、どのようにしたらよいですか。

**A** 児童生徒が犯罪に巻き込まれないようにするためには、様々な機会を通じて、危険予測能力や危険回避能力を身につけさせる必要があります。

通学安全マップの作成等を通じた指導、防犯教室等の活用、万一の場合に対応するための指導などが重要です。

また、青森県警察本部及び青森県教育委員会が共同で作成した、「CD-ROMで学ぶ連れ去り被害防止術」などの活用があります。

**Q7** 地域ぐるみの学校安全体制整備を行うため、参考となる取組みはありますか。

**A** 青森県教育委員会が平成17年度から実施している子ども安全サポート推進モデル事業のモデル校30校の取組みがあります。

また、地域ぐるみの学校安全の取組みの事例集等が文部科学省より発行されています。

**Q8** 子ども安全サポート推進モデル事業のモデル校の取組みとは、どのようなものですか。

**A** 学校が核となり、学校安全委員会を設置します。

学校安全委員会は、地域住民等のボランティアによるスクールガードの組織・運営を行います。また、地域住民等のボランティアによるスクールガードの運営、子どもの安全に係わることについて協議します。

スクールガードは、登下校時のパトロール等を実施し、学校安全委員会に情報を提供します。

学校安全委員会とスクールガードが連携することにより、地域ぐるみの学校安全体制が整備されます。

この取組みは、地域全体の安全・安心にもつながります。

**Q9** 「パトロールBOX」とは、どのようなものですか。

**A** 青森県警察本部が、犯罪抑止を目的として「パトロールBOX」を運用しました。「パトロールBOX」を設置・運用することにより、警察官によるパトロール活動が一層強化されるものです。この取組みは、地域住民等のパトロール活動にも活用することができます。

**Q10** 児童生徒が緊急時に避難する場所には、どのような所がありますか。

**A** 「子ども110番の家」、「子ども110番のみせ」、「子ども110番の車」、「子ども110番の駅」、「SOSタクシー」などがあります。

地域には、どのような避難場所がどこにあるのかを、安全委員会などで確認し活用することが重要です。

# 第3章 資料編

## 学校安全計画例 幼稚園

月	4	5	6	7・8	9	
行事	始業式・入園式 家庭訪問 定期健康診断	園外保育 遠足 子どもの日を祝う会	保育観察 虫歯予防デー	プール開き 七夕の集い 終業式 夕涼み会	始業式 園外保育 運動会	
安全 生活 安 全 全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○園内の安全な生活の仕方               <ul style="list-style-type: none"> <li>・登降園の仕方</li> <li>・遊具（固定遊具を含む）、用具（いす、はさみ等）の使い方</li> <li>・小動物とのかかわり方</li> <li>・世話の仕方</li> </ul> </li> <li>○子ども110番の家の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○園外保育での安全な歩き方               <ul style="list-style-type: none"> <li>・集まる、並ぶ等</li> </ul> </li> <li>○集団で行動するときの約束               <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人で行動しない</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雨の日の安全な過ごし方               <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨具の扱い方</li> <li>始末の仕方</li> <li>・廊下、室内を走らない</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水遊びのきまりや約束               <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備体操</li> <li>・プールでの約束</li> </ul> </li> <li>○夏の健康な遊び方               <ul style="list-style-type: none"> <li>・汗の始末</li> <li>・帽子をかぶる</li> <li>・適度な水分補給</li> </ul> </li> <li>○夏休みの生活について               <ul style="list-style-type: none"> <li>【イカのおすし】</li> <li>【5つの注意】</li> <li>【5つの技】</li> <li>・一人で遊ばない</li> <li>・知らない人についていかない</li> <li>・おうちの人との約束</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○園生活のリズムを取り戻し、楽しく安全な生活を送る               <ul style="list-style-type: none"> <li>・登降園時の約束</li> <li>・遊具、用具の使い方（新しく使える運動用具などの安全な使い方）</li> <li>・戸外で身体を十分動かして遊ぶ</li> </ul> </li> </ul>	
	交通安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全な登降園の仕方（親子教室）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な交通安全の約束</li> <li>・警察による保護者向けの講話</li> </ul> </li> <li>○子ども交通安全免許証配付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路の安全な歩き方（交通広場にて）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・信号、道路標識等の意味</li> <li>・安全確認の仕方（左右確認とカーブミラーの見方）</li> </ul> </li> <li>○園外保育での安全な歩き方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雨の日の安全な歩き方               <ul style="list-style-type: none"> <li>・傘の差し方</li> <li>・雨具の着け方</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通安全に関する約束の再確認</li> <li>・道路で遊ばない</li> <li>・飛び出しをしない</li> <li>・自転車に乗るときの約束</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自転車の安全な乗り方（交通指導員による親子教室）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブレーキのかけ方</li> <li>・スタンドの使い方</li> <li>・保護者向けの自転車指導</li> </ul> </li> </ul>
	災害安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難訓練の意味と必要性</li> <li>○避難の仕方               <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難訓練の合図を知る（サイレン、放送）</li> <li>・避難時の約束</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈火災〉</li> <li>○非常ベルや放送を聞く</li> <li>○教職員の指示に従って避難する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈地震〉</li> <li>○地震発生時の身の守り方を知る               <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な場で揺れが収まるまで低い姿勢で待つ</li> </ul> </li> <li>○教職員の指示に従って避難する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈火災〉</li> <li>○放送や合図を聞いて避難する</li> <li>○消防署の指導による煙体験と職員初期消火訓練               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハンカチで鼻や口をふさぐ</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈暴風雨〉</li> <li>○暴風雨、洪水等の危険について知る</li> <li>○緊急引き渡し訓練               <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員や保護者の指示に従い安全に行動する</li> </ul> </li> </ul>

10	11	12	1	2	3
園外保育 遠足	園外保育 学芸発表会	保育観察 餅つき 終業式	始業式 園外保育	節分豆まき 園外保育	ひな祭り 卒園式 終業式
○様々な運動、遊びが行われる中での安全な遊び方 ・ボール、縄、巧技台等の扱い方	○様々な遊具や用具の安全な使い方、片づけ方 ・目打ち、段ボールカッター等 ○暖房器具の危険性、安全に関する約束 ○雪の日の安全な遊び方、身支度の仕方	○身体を動かして遊ぶ ・室内にこもらず戸外で遊ぶ ○冬の健康な遊び方 ・風邪の予防（手洗い、うがい）	○寒さに負けず元気に身体を動かして遊ぶ ・室内にこもらず戸外で活動する	○園生活に必要な約束やきまりを自ら気付き、守る ・担任以外の教職員の指示	○様々な活動において自分で判断し、すすんで行動する ○連れ去り等の防止 【イカのおすし】 【5つの注意】 【5つの技】 ・一人で遊ばない ・知らない人についていけない ・おうちの人の約束
○遠足、園外保育での交通安全 ・白線やガードレールの内側、歩道を歩く ・ふざけたり、遊んだりしながら歩かない ・ポケットに手を入れない ・電車の乗り降りや車中の安全な過ごし方	○登降園時、園外保育時の交通ルールに自ら気付き、守る ・自分の目と耳で確かめる習慣	○様々な状況、場面での交通ルール ・道路の横断 ・駐車中の自動車の前後の横断 ○雪道の安全な歩き方 ・屋根の雪にも注意	○登降園時の正しい歩行についての再確認 ・ふざけたり、遊んだりしながら歩かない ・ポケットに手を入れない	○様々な状況、場面で自分で判断する ・自分の目と耳で確かめる	○交通安全のために自分で判断して行動する ○年長児に小学校付近の道路の安全確認
〈地震による火災〉 ○教職員の指示に従い、落ち着いて避難する	〈火災〉 ○約束を守り機敏に避難する ・遊びをやめ、ベルや放送をしっかりと聞く	〈火災～11月と同じ想定で無予告で実施〉 ○避難の仕方を自分で判断し、素早く避難する	〈地震による火災〉 ○慌てず、ふざけないで避難する ○自由に遊んでいるときの身の守り方を知る	〈火災～無予告～〉 ○近くの教職員の指示をしっかりと聞き慌てず避難する ○消防署からの指導	〈地震による火災～無予告～〉 ○約束を守り、安全かつ敏速に避難する

## 学校安全計画例 小学校

項目		月	4	5	6	7・8	9	
月の重点			通学路を正しく歩こう	廊下は正しく歩こう	雨の日の遊びを工夫しよう	水の事故を防ごう	校内での安全な過ごし方を身につけよう	
道徳			規則尊重	生命の尊重	思いやり・親切	勤勉・努力	明朗・誠実	
安 全 学 習	生活		・町たんけん時の交通安全	・野外観察の交通安全 ・移植べら、スコップの使い方	・公園までの交通安全	・虫探し、お店たんけん時の交通安全	・はさみ、段ボールカッターの使い方	
	理科		・野外観察時の交通安全 ・スコップ、虫眼鏡、移植ごての使い方	・カバーガラス、スライドガラス、アルコールランプの使い方	・マッチ、ナイフの使い方	・夜間観察時の安全 ・試験管、フラスコ、ビーカーの使い方	・観察中の安全 ・ガラス管、ゴム栓の使い方	
	図工		・はさみ、カッターナイフ、絵の具、接着剤の安全な使い方	・写生場所の安全な選定 ・コンパスの安全な使い方	・のこぎり、小刀、金づち、くぎ抜き、くぎの使い方	・木槌、ゴム、電動のこ、ニスの使い方	・船の安全な浮かせ方	
	家庭		・針、はさみの使い方	・アイロンの使い方	・食品の取り扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装の選び方	
	体育		・固定施設の使い方 ・運動場の安全確認	・集団行動、演技時の安全 ・表現運動時の安全	・水泳前の健康観察 ・水泳時の安全		・鉄棒運動時の安全	
	総合的な学習の時間			「わが町探検」(3年)	「地域安全マップづくり」(4年) 「安全はかせになろう」(5年)			
	学級活動			・通学路の確認 ・安全な登下校 ・安全な給食配膳 ・子ども110番の家	・廊下や階段の歩行 ・安全な避難訓練の仕方 ・町内児童会説明 ・挨拶運動	・雨天時の約束 ・プールの約束 ・安全な登下校 ・社会見学の約束	・夏休みの安全な過ごし方 ・自転車乗車時の約束	・不審者侵入時の避難の仕方 ・秋祭りの約束 ・校外学習時の安全
教 育 全 指 導	中学年		・わたしたちの通学路 ・スクールバスの安全な利用 ・連休中のあんぜん	・地震とひなん ・休み時間のすごしかた ・運動時のあんぜん	・雨の日の行き帰り ・雨天時のあそび方	・水泳のきまり ・水泳時の安全 ・夏休みの安全	・不審者侵入時の避難の仕方 ・秋祭りの約束 ・校外学習時の安全 ・さそいにのらない	
	高学年		・登下校の安全 ・スクールバスの安全な利用 ・連休中の安全	・避難訓練 ・自転車の安全 ・運動時の安全	・雨の日の安全 ・陸上大会参加時の安全 ・修学旅行時の安全	・水泳時の安全 ・夏休みの安全	・不審者侵入時の避難の仕方 ・秋祭りの約束 ・宿泊学習の安全 ・さそいにのらない	
	児童会活動			・児童会総会 ・新入生歓迎会 ・校外班組織会	・代表委員会(運動会テーマ)	・わくわく集会 ・地域安全マップ作成 ・クラブ活動開始	・赤十字登録式 ・校内フィールドワーク ・夏休み前集会(校外班毎の危険箇所確認)	・体育集会 ・ボランティア集会
	主な学校行事			・交通安全教室 ・下校指導(1年) ・登下校指導(全校)	・避難訓練(地震) ・運動会	・避難訓練 ・修学旅行(6年)	・プール学習 ・親子キャンプ	・全校徒歩遠足 ・校外学習 ・防犯訓練
安 全 管 理	対人管理		・安全な通学の仕方 ・安全のきまり設定 ・緊急連絡網確認	・固定遊具の安全な使い方	・校内での安全な過ごし方 ・プールのきまりの確認	・自転車乗車時のきまり、点検・整備 ・水難事故防止	・校内や校庭での安全な過ごし方	
	対物管理		・通学路・バス停周辺の安全確認 ・安全点検年間計画の確認	・諸設備の点検及び整備	・学校環境の安全点検及び整備 ・プールの安全衛生管理体制の整備	・夏季休業前・中の校舎内外の点検	・校内や校庭の整備	
学校安全に関する組織活動			春の交通安全運動の街頭指導	校外における児童の安全行動把握、情報交換 地域子ども安全委員会 スクールガード募集	地域の危険箇所点検 子ども110番の家の募集	国民安全の日 通学路の安全点検 巡回パトロール	秋の交通安全運動街頭指導	

10	11	12	1	2	3
作業時のけがに気をつけよう	火事を防止しよう	雪道の安全に気をつけよう	安全な避難の仕方を身につけよう	冬の事故防止に努めよう	安全な生活をできるようにしよう
思いやり・親切	家族愛	勇気	勤勉・努力	節度・節制	愛校心
・竹ひご、つまようじの使い方	・施設見学時の安全	・はさみ、ステープラーの使い方	・カッターナイフの使い方	・ガスコンロの使い方	・移植ごての使い方
・太陽観察時の注意	・ポリ袋、ゴム風船の使い方	・鏡、凸レンズの使い方	・アルコールランプ、蒸発皿の使い方	・針金、プラスチックの使い方	・塩酸、水酸化ナトリウムの取り扱い方
・ラッカー、シンナーの取り扱い方	・たけひご、細木の使い方	・彫刻刀の管理の仕方と使い方	・小刀の管理の仕方と使い方	・陶器作成時の注意	・共同作品作成時の安全
・熱湯の安全な取り扱い方	・ミシンの使い方	・油の安全な取り扱い方	・ガスコンロの使い方	・調理用具の使い方	・調理器具の安全な使い方
・マット、跳び箱運動時の安全	・けがの防止（保健） ・持久走時の安全	・ボール運動時の安全	・なわとび運動時の安全	・スキー運動時の安全	・固定施設利用時の安全
「防災マップづくり」(6年)					
・仕事をする時の安全 ・道具の使い方	・火事に気をつけよう ・安全な集団行動	・雪道の安全な歩き方 ・冬休みの約束 ・暖房器具の安全な使い方	・災害時の正しい行動の仕方 ・さそいにのらない ・外での遊び方	・外での遊び方 ・安全な服装 ・けがしないために	・1年間の安全生活の反省 ・春休みの安全
・作業するときの安全 ・授業時のけが防止	・火事に気をつけよう ・安全な集団行動	・雪道の安全な歩き方 ・冬休みの約束 ・暖房器具の安全な使い方	・災害時の正しい行動の仕方 ・スキー学習時の安全	・交通ルールの遵守 ・外での遊び方 ・体育館の遊び方	・1年間の安全生活の反省 ・春休みの安全
・作業時の安全 ・授業時のけが防止	・避難場所 ・火災防止	・雪道の安全な歩き方 ・冬休みの約束 ・暖房器具の安全な使い方	・災害時の正しい行動の仕方 ・スキー学習時の安全	・交通ルールの遵守 ・外での遊び方 ・体育館の遊び方	・1年間の安全生活の反省 ・春休みの安全
・代表委員会（学習発表会テーマ）	・わくわく集会 ・代表委員会（廊下歩行）	・読書集会 ・冬休み前集会（校外班毎の危険箇所確認）	・健康会議	・児童会総会	・6年生を送る会
・学習発表会	・避難訓練（特別教室、担任以外） ・マラソン大会	・学習参観日	・長縄とび大会 ・スキー教室	・縄跳び大会 ・避難訓練（休憩時、予告なし） ・スキー教室	・卒業式
・校庭や前庭での安全な過ごし方	・暖房器具の安全な使い方	・冬季休業中の安全な過ごし方	・雪上での安全な避難の仕方	・屋根雪の注意 ・凍結した雪道の歩行の注意	・1年間の人的管理の評価・反省
・校舎内外の安全点検	・校地内除雪計画の作成 ・防災用具の点検・整備	・学校内の危険箇所の点検 ・通学路の危険箇所の点検	・避難経路確認・点検 ・冬季間の通学路の確認	・校舎内外の安全点検 ・冬季間の通学路の確認	・1年間の学校環境、安全点検の評価・反省 ・雪害箇所の点検
スクールガードの募集	通学路の巡回指導 地域安全マップ作成	通学路の巡回指導 冬季通学路の安全点検	冬季通学路の安全点検	地域子ども全委員会	集団下校時の巡回指導



## 学校安全計画例 中学校

		4	5	6	7・8	9	
月の重点		安全な通学方法を学習しよう。	施設設備の安全な使い方を身につけよう。	雨天時の安全に気をつけよう。	正しい生活リズムを守ろう。	身の回りの安全を確認しよう。	
道徳		望ましい生活習慣 礼儀	集団生活の向上 強い意志	生命の尊重 思いやり	望ましい男女交際 勤労・奉仕	規則遵守 公平・公正	
安 全 学 習	理 科	理科室における一般的な注意	器具の使い方 備品整備	電気の安全 薬品の管理確認	自由研究についての安全 と注意	加熱器具の使い方 マッチの使い方	
	美 術	美術室における一般的な注意	ニードルの安全な使い方 備品整備	印刷機の安全な使い方	塗料についての注意	針金・ベンチの安全な使い方	
	体育分野	施設設備の安全な使い方 集団行動の仕方 危険の予知と危機回避	器械運動の安全 集団行動時の安全 危機回避能力の向上	正しい性の知識に関する 指導 プール使用時の安全 水泳前の健康観察	薬物に対する安全教育 熱中症予防の知識	体育祭におけるけがの予 防 スポーツテスト時の安全	
	保健分野	心身の発達と心の健康 (1年) 傷害の防止 (3年)				疾病の予防 (3年) 自然災害 (全学年)	
	技術・家庭		技術室における一般的な 注意 のこぎりヤスリの安全な 使い方	はんだごての安全な使 い方	のこぎりや金槌の安全な 使い方	コンピュータ室使用の一 般的な注意 コンピュータ情報管理の マナー	ヤスリ・キリの安全な使 い方
			調理室・被服室における 一般的な注意	裁縫用具の安全な使 い方	ミシン・アイロンの安全 な使い方	調理器具の衛生管理 食品の衛生管理	加熱調理器具の安全な使 い方
	総合的な学習の 時間		図書室の安全 コンピュータ情報管理の マナー	健全なマナー 正しい言葉遣い	校外学習時の安全 移動時の危険予知と危機 回避	公共施設でのマナー 交通機関の安全な使 い方	校外学習時の安全 移動時の危険予知と危機 回避
	学 級 活 動	第1学年	中学生になって 自転車の安全な乗り方 通学路の確認 部活動での安全 自分でできる安全点検 犯罪被害の防止や通報の 仕方	災害時の安全な避難の仕 方と日常の備え 障害のある人の行動特性 の理解 清掃方法を確認しよう	雨天時の安全な過ごし方 校内での事故と安全な生 活 水泳、水の事故と安全	落雷の危険や風水害 自分の健康チェック 夏休みの生活設計と安全 (含防犯)	体育祭の取組みと安全 地震による津波の危険と 避難 不審者から身を守る
		第2学年	通学路の確認 自分でできる安全点検 犯罪被害の防止や通報の 仕方	交通事故の防止を考えよ う 自転車点検 障害のある人の行動特性 の理解	雨天時の校舎内での事故 原因 水泳、水の事故と安全	自分の健康チェック 夏休みの生活設計と安全 (含防犯)	体育祭の取組みと安全 地震による津波の危険と 避難 不審者から身を守る
		第3学年	修学旅行の安全 犯罪被害の防止や通報の 仕方 登下校の安全 心の安定と事故 自分でできる安全点検	掃除の安全 自転車点検 障害のある人の行動特性 の理解	水泳、水の事故と安全 中体連大会と安全	自分の健康チェック 夏休みの生活設計と安全 (含防犯)	体育祭の取組みと安全 地震による津波の危険と 避難 不審者から身を守る 体育祭準備 下校指導
生徒会活動		挨拶運動 JUMP チーム発足 学区清掃ボランティア 部活動での安全指導	挨拶運動 生徒総会	挨拶運動 校内除草作業ボラン ティア	挨拶運動 学区清掃ボラン ティア 校内除草作業 生徒総会	挨拶運動 体育祭準備 体育祭進行	
主な学校行事等		始業式 入学式 修学旅行 交通安全教室 (自転車の正しい乗り方) 身体測定	避難訓練 (地震) 集団下校訓練	命を育む講演会 環境衛生検査 校内除草作業 教育相談	薬物乱用防止講演会 校内除草作業	体育祭 防犯教室 「今日はイカのおすし」 秋の交通安全運動 芸術鑑賞	
安 全 管 理	対人管理	通学路調査 通学路の安全の確認 危険箇所の把握	危機管理マニュアルの確認 校舎内での安全な過ごし方 学区内パトロール	プールの使い方の確認 学区内パトロール	夏休み中の部活動の安全 と対応 学区内パトロール	不審者から身を守る (登下校時) 学区内パトロール	
	対物管理	学校警備防災計画 正しい避難経路の確認 避難経路図の掲示 校内破損箇所の調査 修理計画 ストープ取り外し 校地内の安全点検 校具の安全点検	管理簿台帳整備 地震災害時の避難の心得 校内破損箇所の点検修理 不審車進入対策の機器の 整備点検①	プールの衛生管理 校内破損箇所の点検修理 死角となる植物などの伐 採	夏休休業中の校舎管理 消火器点検① 火災報知器点検 校内破損箇所の点検修理 死角となる植物などの伐 採 理科室薬品の管理確認	不審車進入対策の機器の 整備点検② 校内破損箇所の点検修理 保健室薬品の管理確認	
組 織 活 動 (地域・保護者との連携)		春の交通安全運動時の街 頭指導 挨拶運動 通学路調査 学区内危険箇所に関する 情報提供 子ども110番の家	校外における生徒の安全 行動把握、情報交換 学校安全 (保健) 委員会	命を育む講演会 下校時のパトロール協力 校地内除草作業	薬物乱用防止講演会 祭りなどの巡視協力 校地内除草作業 学区内危険箇所点検 夏休休業中学区内安全パ トロール	防犯教室 下校時のパトロール協力	

10	11	12	1	2	3
下校時の安全に特に気をつけよう。	安全な避難の仕方を身につけよう	暖房器具を安全に使用しよう。	冬季の交通安全に気をつけよう。	自己管理を心がけ、健康にすごそう。	一年間を振り返り、次へのステップにしよう。
協力 信頼・誠実	思いやり・親切 友情	郷土愛 家族愛	勤労・奉仕	規則の遵守 正義感	愛校心 友情
気象と災害	気体の性質と注意 有毒ガスについて	薬品についての注意	火の性質	地震発生のメカニズム	器具・用具の点検 薬品の管理確認
カッターナイフの安全な使い方	彫刻刀の安全な使い方 糸のこぎりの使い方	彫刻刀の安全な使い方 印刷機の安全な使い方	彫刻刀の安全な使い方	彫刻刀の安全な使い方 印刷機の安全な使い方	器具・用具の点検
柔道競技の安全 けがの予防	健康の自己管理	ウィンタースポーツの一般的な注意 スケート教室の注意 移動の際の安全	球技・武道の安全 スケート教室の注意 移動の際の安全	球技・武道の安全	スポーツに親しむ健康な生活 心身の健康
健康と環境 (2年) 疾病と予防 (3年)			健康と生活 (3年)		
コンピュータ室使用の一般的な注意 コンピュータ情報管理のマナー	はんだごての安全な使い方 電気器具の安全な使い方	電気器具の安全な使い方	コンピュータ室使用の一般的な注意 コンピュータ情報管理のマナー	コンピュータ室使用の一般的な注意 コンピュータ情報管理のマナー	器具・用具の点検
加熱調理器具の安全な使い方	暖房器具の安全な使い方	暖房器具の安全な使い方	安全な生活	食生活と健康	器具・用具の点検
校外学習時の安全 移動時の危険予知と危機回避	コンピュータ情報管理のマナー	プレゼンテーション機器の安全な使い方	プレゼンテーション機器の安全な使い方		
自転車の正しい乗り方 不審者から身を守るために 携帯電話などの危険	危険を予知した行動 交通事故の加害と被害 災害への備えと協力	冬休みの生活設計と安全 スキー、スケートにおける安全 冬季休業中の安全な生活	冬季の交通安全 昼休みの安全な生活	安全な登下校 けがの発生日況とその防止	進級・進学の内構え 安全に過ごすために
不審者から身を守るために 携帯電話などの危険	防寒具と安全 危険を予知した行動 交通事故の加害と被害 災害への備えと協力	冬休みの生活設計と安全 スキー、スケートにおける安全 冬季休業中の安全な生活	冬季の交通安全 昼休みの安全な生活	安全な登下校 けがの発生日況とその防止	進級・進学の内構え 安全に過ごすために
自転車整備の点検 不審者から身を守るために 携帯電話などの危険	危険を予知した行動 交通事故の責任と補償 災害への備えと協力	冬休みの生活設計と安全 スキー、スケートにおける安全 冬季休業中の安全な生活	冬季の交通安全 昼休みの安全な生活	安全な登下校 けがの発生日況とその防止	進級・進学の内構え 安全に過ごすために 学校、教室環境の整備修繕の奉仕活動
挨拶運動 文化祭準備・進行 前夜祭準備・進行	挨拶運動 学習強調週間 生徒総会	挨拶運動 市中体冬季大会壮行式 校内除雪ボランティア	挨拶運動 校内除雪ボランティア	挨拶運動 校内除雪ボランティア 生徒総会	挨拶運動 校内除雪ボランティア
文化祭 校外学習 遠足 読書週間 道徳講演会 照度測定	進路講演会 秋の火災予防週間 避難訓練 (火災)	授業参観	避難訓練 (積雪時) 餅つき大会	立志式 希望式	卒業式 終業式
不審者から身を守る (学校侵入時) 校区内パトロール	管理委員会指導 給油係指導 校区内パトロール	冬休み中の部活動の安全と対応 校区内パトロール	不審者から身を守る (家庭にいる時) 校区内パトロール	施設設備の安全な使い方 について 校区内パトロール	一年間の評価・反省
ストーブ整備状況確認	ストーブ設置 ストーブ取り扱い注意 水道関係取り扱い注意 灯油管理 消火器点検② 防火用具の点検・整備	ストーブ点火・給油 火災予防 火気点検管理 防火用水配置 水道凍結予防 凍結防止水道栓管理	ストーブ点火・給油 火災予防 火気点検管理 水道凍結予防 凍結防止水道栓管理 不審車進入対策の機器の整備点検③	ストーブ点火・給油 火災予防 火気点検管理 水道凍結予防 凍結防止水道栓管理	一年間の評価・反省 ストーブ点火・給油 火災予防 火気点検管理 水道凍結予防 凍結防止水道栓開放
下校時のパトロール協力 道徳講演会 学校安全 (保健) 委員会	下校時のパトロール協力	下校時のパトロール協力 年末年始の防犯運動の啓発	下校時のパトロール協力	学校安全 (保健) 委員会	学区内安全点検及び一年間の評価・反省



## 学校安全計画例 高等学校

項目		4	5	6	7・8	9
		安全な通学	学校生活での安全	梅雨期の健康安全	野外活動での安全	学校内行事における安全
安 全 学 習	保 健 体 育	○体育施設・用具の安全点検 ○既往症の把握	○定期健康診断の結果から運動不適生徒の発見とその指導(保) 交通安全	○発汗による衛生指導 ○雨季の体育部、グラウンド使用について(転倒防止) (保) 応急手当	○水泳の安全指導 ○熱中症の予防指導 ○野外活動と安全 ○体育施設・用具の安全点検	○体育大会の準備 ○体育施設・用具の安全点検
	公 民	(現) 青年期の問題	(現) 青年期をどう過ごすか	(現) 現代社会の特質	(現) 都市問題	
	理 科	○器具・器材の安全な扱い方 ○施設・設備・薬品管理等の点検	○実務上の一般的な注意及び危険防止の注意	(物) 摩擦力、運動量、円運動等により車の安全運転を理解させる	(物) 衝突・運動エネルギー及びエネルギー保存法則により車の衝突を理解させる	(物) 振動の共振性を理解させ、正しい処置、行動がとれるようにさせる
	総合的な学習の時間(防災)	「地域の安全と防災」(30時間)〈学習活動例〉・防災ホームページの閲覧・防災壁新聞・ポスター・パンフレットの作成				
	実験・実習を伴う教科	施設器具・機械の取扱いと使用上の注意、点検・整備、熱源・電気器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備、				
全 教 育	1 年 ホームルーム 活 動	○高校に入学して ○通学時の安全 ○防災体制の確立 ○犯罪被害の防止	○交通安全への参加 ○部活動や休憩時の安全 ○自転車の構造と点検整備	○通学路に潜む危険 ○地震と安全 ○雨の日の安全行動	○夏休みの生活と安全(含防犯) ○野外活動の安全	○地震災害対策について ○歩行者の安全と交通環境 ○通学路の安全
	2 年 ホームルーム 活 動	○2年生になって ○通学時の安全 ○防災体制の確立 ○犯罪被害の防止	○高校生の心理や行動と事故の特徴 ○部活動と健康管理 ○自転車の安全な利用	○地震と安全 ○雨の日と安全行動	○夏休みの生活と安全(含防犯) ○野外活動の安全	○地震災害対策について ○交差点に潜む危険 ○通学路の安全
	3 年 ホームルーム 活 動	○3年生になって ○通学時の安全 ○防災体制の確立 ○犯罪被害の防止	○幼児・高齢者・障害のある人の心理と行動 ○安全意識と行動 ○自転車の安全な利用	○運転者の心理と行動特性 ○地震と安全 ○雨の日と安全行動	○夏休みの生活と安全(含防犯) ○野外活動の安全	○地震災害対策について ○交通事故の対応と応急手当 ○通学路の安全
	主 学 校 行 事	○入学式 ○始業式 ○春の交通安全指導 ○定期健康診断 ○歓迎遠足 ○1年生・オリエンテーション	○遠足安全指導 ○救急法講習会 ○交通講話 ○3年生・生徒指導集会 ○高校総体壮行会	○避難(防災)訓練「火災」 ○高校総体 ○保健委員会 ○2年生・女子生徒指導集会 ○衛生講話	○終業式 ○学校保健委員会 ○夏休みの諸注意 ○校内競技大会における安全指導 ○野外活動の安全	○始業式 ○避難(防災)訓練「地震」 ○秋の交通安全運動への参加
	課 外 指 導 個 別 指 導	○自転車、バイク通学許可 ○校門立番指導	○自転車、バイクの点検	○健康診断結果の指導	○校外指導 ○生徒指導全体集会 ○自転車、バイクの実技指導 ○免許取得指導 ○校外巡視	○自転車、バイクの点検 ○新規免許取得者指導
	部 活 動	○新入部員オリエンテーション	○用具の点検・整備	○部活動新旧部長会	○救急法実技講習会 ○合宿・遠征の安全	○用具の点検・整備
安 全 管 理	対 人 管 理 学 校 生 活 の 安 全 管 理	○通学状況調査 ○防災体制の確立 ○救急体制の確立 ○登下校指導 ○安全計画の設定 ○下宿、アルバイト、習事調査	○授業時の安全確認(体育実技、農業実習、理科実験、家庭科実習) ○車に係る規則の徹底 ○事故調査と防止対策	○水泳指導健康管理 ○梅雨期の健康管理 ○生徒引率の安全管理 ○避難(防災)訓練「火災」の徹底	○長期休業前の生活指導 ○大掃除の安全確認 ○夏休みの健康管理	○防災対策の徹底 ○通学路の見直し ○避難(防災)訓練「地震」の徹底
	対 物 管 理 学 校 環 境 の 安 全 点 検	○学校環境の安全点検整備(施設・設備、通学路) ○自転車置場施設 ○防災設備の点検整備 ○自家用電気工作物保安点検 ○し尿浄化槽消毒	○学校環境の安全点検整備(普通・特別教室、実験実習器具) ○環境整備・美化作業 ○自家用電気工作物保安点検 ○し尿浄化槽消毒	○学校環境の安全点検整備(体育館、格技館、クラブ部室、運動器具) ○校内衛生検査(厨房、水質) ○プール掃除 ○通学路安全点検	○学校環境の安全点検整備(校庭、学校全般) ○プール水質管理 ○消火器、消火栓、火災報知器の点検 ○プール水質管理	○学校環境の安全点検整備(普通・特別教室、実験実習器具) ○通学路安全点検 ○プール水質管理 ○防災施設・設備の点検整備 ○自家用電気工作物保安点検
学 校 安 全 に 関 す る 組 織 活 動		○春の全国交通安全運動 ○PTA総会	○交通街頭指導 ○保護者会 ○学校安全(保健)委員会	○保護者面談 ○中高連絡会 ○PTA委員会	○安全に関する広報活動 ○学警連絡委員会 ○校外補導・危険箇所巡視	○秋の全国交通安全運動 ○交通街頭指導 ○地域防災訓練

10	11	12	1	2	3
交通道德の理解	安全な行動	事故・災害の防止	安全な通学	事故原因と対策	安全な生活
○体育大会事故防止	○体力と体育について考える	○冬季スポーツの意義 ○体育施設・用具の安全点検	○生徒の健康状態把握 ○体育施設・用具の安全点検	(保) 職業と健康	○安全に対する反省と評価 ○体育施設・用具の安全点検
(現) 生存権・環境権	(現) 地方自治と住民参加 (現) 交通安全と損害保険		(現) 日本の社会保障制度	(倫) 現代における自然観と人間観の問題	(倫) 人間の原点の問題
(生) ガス中毒、一酸化炭素中毒の仕組みと応急手当	(現) 電気器具の取扱い上の注意	(現) 大気汚染・水質汚濁と公害	(現) 工業生産と公害問題		(化) 炭化水素類の取扱い上の注意
・災害時ボランティア活動体験 ・災害時における応急救護実習 ・非常食の作り方実習 ・防災関連施設の見学 ・今年度総合学習のまとめ					
化学薬品の取扱いと使用上の注意、点検・整備					
○事故災害時の応急手当 ○体育大会の安全	○償いされない事故の責任 ○火災の予防とストーブの取扱い	○火災予防と避難訓練 ○冬休みの生活と安全	○交通事故の対応と応急手当 ○スキー教室の安全	○幼児と老人の心理と行動 ○危険の予測 ○地域の安全活動	○春休みの生活と安全 ○今年度の活動のまとめと反省
○修学旅行の安全 ○体育大会の安全	○危険予測訓練 ○火災の予防とストーブの取扱い	○火災予防と避難訓練 ○冬休みの生活と安全	○交通行動の社会性とパートナーシップ ○スキー教室の安全	○休業日の交通事故防止 ○規律正しい生活 ○地域の安全活動	○春休みの生活と安全 ○今年度の活動のまとめと反省
○事故災害時の応急手当 ○体育大会の安全 ○地域の安全活動	○運転免許の仕組みと運転者の義務・責任 ○火災の予防とストーブの取扱い	○火災予防と避難訓練 ○冬休みの生活と安全	○これからの社会生活と交通問題 ○スキー教室の安全	○家庭学習について ○規律正しい生活	○卒業に当たって ○今年度の活動のまとめと反省
○修学旅行の安全指導 ○体育大会	○文化祭 ○交通講話	○避難(防災)訓練「火災」 ○冬休み中の諸注意	○始業式 ○スキー教室 ○避難(防災)訓練「地震」	○学校保健委員会 ○1、2年生・生徒指導集会	○卒業式 ○終業式 ○春休みの諸注意
○校内巡視	○校外巡視	○自動車免許取得の手続き ○校外巡視	○免許取得の指導 ○校外巡視	○校内巡視 ○入社前指導	○校外巡視
○活動場所の安全点検	○用具の点検・整備	○部室・クラブハウスの安全点検	○活動場所の安全点検	○応急手当実技講習	
○体育大会・修学旅行安全対策 ○授業時の安全見直し ○事故災害時の応急手当の方法の徹底	○文化祭の安全対策 ○ストーブの施設と取扱い方	○長期休業前生活指導 ○冬休みの健康管理 ○校内競技大会の安全対策 ○避難(防災)訓練「火災」の徹底	○スキー教室安全対策 ○換気・採光設備の点検検査 ○避難(防災)訓練「地震」の確認	○車に係る規則の徹底	○今年度の活動の反省と次年度の計画立案 ○長期休業前生活指導 ○本年度の事故発生者のまとめ
○学校環境の安全点検整備(体育館、クラブ部室、運動器具)	○学校環境の安全点検整備(校庭) ○ストーブの施設と取扱い方	○学校環境の安全点検整備(普通・特別教室、実習実験器具) ○防災施設・設備の点検整備	○学校環境の安全点検整備(体育館、クラブ部室、運動器具) ○火気器具の安全点検	○学校環境の安全点検整備(施設、設備) ○火気器具の安全点検	○学校環境の安全点検整備(1年間の反省) ○今年度の活動の反省と次年度の計画立案 ○生徒用机・いすの点検整備 ○防災施設・設備の点検整備
○中高連絡会 ○学校安全(保健)委員会	○保護者面談週間 ○安全に関する広報活動	○交通街頭指導 ○学警連委員会 ○年末の全国交通安全運動	○交通街頭指導 ○PTA委員会 ○学校安全(保健)委員会	○中高連絡会 ○安全に関する広報活動	○今年度の活動の反省と次年度の計画立案

## 学校安全計画例 盲学校

項目		月	4	5	6	7・8	9	
月の重点			安全な行動を身に付けよう	学校生活での安全を理解しよう	運動会を安全に行おう	夏休み中の事故を防止しよう	校外行事を安全に行おう	
安全	教	臨床実習	あんま、針、灸の実習時における安全					
		保健体育	体育施設、用具・遊具等の点検と適切な使い方	運動会、スポーツテストにおける安全	水泳時における安全 水難事故における救急法 心肺蘇生法		健康管理と運動の関係	
			理科	実験器具の点検・薬品の調査点検（使用時常時点検）				
		技術・家庭	電気工具や器具・調理器具の安全点検					
		図工・美術	はさみ、カッターナイフ、のこぎり、金づち、くぎ、接着剤等の使用					
	全	自立活動	健康の保持・心理的な安定・環境の把握・身体の動き・コミュニケーション 保有する感覚の活用（視覚、聴覚、触覚などの感覚を十分に活用） （白杖歩行・手引き歩行・音源歩行の習得及び点字ブロック等の利用）					
		総合的な学習	自然体験やボランティア活動などの社会体験、観察・実験、見学や調査、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習時の安全（調べ活動・学習における人との接し方、未体験の施設・設備、乗り物等）					
		交通安全	毎学期初期に歩行訓練 交通安全指導					
	育	全	学級活動	安全な通学の仕方 誘拐などの犯罪被害の防止	安全な学校生活の仕方	水難事故防止の心得 避難経路の確認	清掃時の安全 夏休みの安全 (含防犯)	運動時における安全
			課外活動 (部活動)		盲学校バレーボール大会	盲学校文化体育大会		全国盲学校野球大会
指		学校行事等	入学式 新入生歓迎会	健康診断 交通安全教室 修学旅行（高）	避難（防災）訓練 運動会 自然体験活動	水泳教室	校外清掃 宿泊生活学習 社会見学	
		対人管理	通学路の交通安全の確認	緊急連絡網の確認 運動会練習の安全 通学路等の安全確認	地震避難訓練の確認	夏休み中の安全	校外学習における安全	
安全	管理	対物管理	通学路の設定と施設・設備の安全点検 校内の安全点検（通年）	飲料水検査 室内環境の点検	施設・設備の点検 水質検査		施設・設備の点検	
		学校安全に関する組織活動	食堂清掃・点検（奇数月に保健部・生徒保健委員で実施） 保健部会（毎月定例）生徒生活委員会（毎月定例） 学校安全(保健)委員会 PTAによる環境整備（学期ごとに実施）					学校安全(保健)委員会

10	11	12	1	2	3	到達目標
学校祭を安全に行おう	学校生活での安全に気をつけよう	火災事故を防止しよう	安全な教室環境をつくろう	健康と安全に気を付けよう	安全な生活の仕方を確認しよう	日常生活における安全の徹底
あんま、針、灸の実習時における安全						実習時の安全な行動の仕方を身に付ける
けが等の予防、応急処置の仕方	球技・器械運動における安全	スケート練習時における安全	スキー練習時における安全	スキー教室・球技運動における安全	種目によって異なる準備・整理体操の違い	安全に運動する態度や能力・用具の使用の仕方を身に付ける
						安全に実験を行う
						電気工具や調理器具等を安全に使用する
健康の保持・心理的な安定・環境の把握・身体の動き・コミュニケーション 保有する感覚の活用（視覚、聴覚、触覚などの感覚を十分に活用） （白杖歩行・手引き歩行・音源歩行の習得及び点字ブロック等の利用）						障害に基づく種々の困難を改善・克服する。
自然体験やボランティア活動などの社会体験、観察・実験、見学や調査、ものづくりや生産活動など 体験的な学習、問題解決的な学習時の安全（調べ活動・学習における人との接し方、未体験の施設・設備、乗り物等）						校外における安全な学習の仕方を身に付ける
毎学期初期に歩行訓練 交通安全指導						安全な歩行の仕方を身に付ける
修学旅行・遠足・社会見学における安全	火災事故の対処の仕方 避難経路の確認	暖房器具の適切な使用の仕方 暖房と換気・衣服の調節	室温管理の仕方 地域の安全と防犯		春休みの安全な生活 清掃時の安全	健康な生活の仕方を身に付ける
						部活動における安全と大会への参加の仕方を身に付ける
修学旅行（小・中） 学校祭 校外学習	避難（防災）訓練	もちつき スケート教室	防災の日	スキー教室 避難訓練	卒業式	学校行事における安全を徹底する
防災設備の確認	避難訓練の確認	暖房器具の取扱い確認	教室の整理確認 教室の自然換気	室内の環境調整	春休み中の安全	安全に留意した生活の仕方を身に付ける
安全点検の確認（毎月）						
防災設備の点検 照度検査	暖房器具の安全点検	校内の施設・設備の安全点検	室内環境の点検		校舎内外の安全点検	学校環境の安全点検と管理
校内安全点検（通年）						清潔な環境をつくる
食堂清掃・点検（奇数月に保健部・生徒保健委員で実施） 保健部会（毎月定例）生徒生活委員会（毎月定例）						学校安全を充実させる
学校安全(保健)委員会						
PTAによる環境整備（学期ごとに実施）						

学校安全計画例 <sup>ろう</sup>聾学校

項目		月		4	5	6	7・8	9	
月の重点				通学路の安全を確認しよう	交通安全に気を付けて通学しよう	運動会を安全に成功させよう	夏休みを安全に過ごそう	交通安全について確認しよう	
安 全 学 習	教 育	科	保健体育	体育施設・設備の使用	心肺蘇生法	プールにおける安全	人体のつくりと動き	救急法について	
			理科	実験器具・試薬の取扱い方（実験の際、プリントによって安全指導の徹底を図る）					
			図工・美術	はさみ、カッターナイフ、のこぎり、金づち、くぎ、接着剤等の使用					
			技術・家庭	電気工具や器具・調理器具の使用及び安全点検					
	自立活動			健康の保持、心理的な安定、環境の把握、身体の動き、コミュニケーション 保有する感覚の活用（聴覚、視覚、触覚などの感覚を十分に活用） 感覚の補助手段（補聴器の有効な活用）					
	総合的な学習			地域交流や地域における調べ学習（内容、時間は実情に合わせて計画）					
	交通安全			交通安全指導 通学指導 →					
	全 学 級 指 導	安 全 学 習	幼稚部	情緒の安定 日常生活における安全 子ども110番の家	生活リズムの安定 遠足における安全 家に帰ってからの安全	運動会への参加 校外学習における安全	遊びにおける安全 遊具・玩具の後片付け 誘拐されないために	健康な生活と安全 校外学習における安全	
			小学部	環境の把握 登下校時の安全 子ども110番の家	場所や場面に適応した行動 遊びや行き帰りの安全	運動会における安全	夏休みの安全な過ごし方（含防犯）	体育大会の練習時における安全	
			中学部	交通安全と事故の予防 誘拐などの犯罪被害の防止	遠足における安全 自然体験活動における安全	運動会における安全	夏休みの生活心得（含防犯）	体育大会の練習時における安全	
高等部			通学方法と安全 集団行動と安全 身の回りの犯罪被害の現状	遠足における安全 修学旅行における安全	運動会における安全	夏休みの生活（含防犯）	体育大会の練習時における集団行動と安全		
学校行事等			入学式 新入生歓迎会 オリエンテーション	遠足（保幼） 遠足（中高） 修学旅行（高） 自然体験活動 生活宿泊訓練	校外学習（保幼） 体育大会	産業現場における実習（高）	校外学習（保幼）		
			運動部（野球部、女子バレー部、陸上競技部、卓球部）・文化部（美術工芸部） 各部ごとに、部活動前に安全指導の徹底						
安 全 管 理	対人管理		避難経路の確認 通学路の安全確認	避難訓練の確認	心肺蘇生法の確認	救急法の確認	→		
	対物管理		学校施設・設備・遊具の点検	防災設備の点検	プールの管理	→			
			校内安全点検（毎月） →						
学校安全に関する組織活動			・学校安全(保健)委員会			・給食委員会		・学校安全(保健)委員会	



10	11	12	1	2	3
文化祭を安全に成功させよう	火災を予防し安全に過ごそう	冬休みを安全に過ごそう	暖房時の安全を確認しよう	事故の防止について確認しよう	春休みを安全に過ごそう
救急法（消毒と止血）	救急法（包帯）	救急法（急病）	健康な身体エイズとその予防	健康と安全	
実験器具・試薬の取扱い方（実験の際、プリントによって安全指導の徹底を図る）					
代行手段（視覚的に読み取る手段としての指文字や手話） 機器の活用（緊急の情報を光に変え、それを見ることによって理解する）					
交通安全指導					
通学指導					
コミュニケーションの確立 校外学習における安全	避難訓練時の安全 遠足における安全	室内での遊びの安全 一人で遊ばない	暖房器具付近における安全な過ごし方	友達との接し方	修了式 春休みの安全な過ごし方
遠足における安全	火災時の避難の仕方	冬休みの安全な過ごし方（含防犯）	スキー時における安全	スキー教室における安全な行動	卒業式 春休みの安全な過ごし方
修学旅行における安全	避難訓練の知識 遠足における安全な行動	冬休みの生活心得（含防犯）	スキー時の安全	施設の安全な利用の仕方	卒業式 春休みの生活心得
産業現場等における実習時の安全	火災時の初期消火の仕方 遠足における安全	冬休みの生活（含防犯）		卒業式	春休みの生活
地震避難（防災）訓練 校外学習（保幼） 修学旅行（中） 遠足（小）	火災避難（防災）訓練		スキー教室	スキー教室（小）	修了式（保幼） 卒業式（小中）
運動部（野球部、女子バレー部、陸上競技部、卓球部）・文化部（美術工芸部） 各部ごとに、部活動前に安全指導の徹底					
	避難訓練の確認	避難訓練の確認	教室換気の確認		
	降雪時における登下校の安全確認				
校内外巡回指導					
学校施設・設備の点検	避難経路の点検	暖房器具の点検・室内環境の点検			学校施設・設備の点検
・学校安全(保健)委員会					

## 学校安全計画例 知的障害養護学校高等部

項目		月		4	5	6	7・8	9
月の重点				新しい環境に慣れよう	生活環境を把握しよう	プールでの事故に気を付けよう	夏休みを安全に過ごそう	危険を予測し安全に過ごそう
安 全 学 習	安 全 教 科 等	教 科	作業学習(木工)	木工室の使用	のこぎり等工具の使い方	電気工具の使い方	→	木工室の整理整頓
			生活単元学習	家庭科室の使用	調理器具の使い方	電気器具の使い方	調理実習の衛生と安全	家庭科室の整理整頓
		体 育	体育施設の適切な使用	運動会練習時における安全	運動会における安全	水泳の事故防止	器械運動における安全	
		保 健	健全な男女交際	けが等の予防	救急法	1学期のまとめ	応急処置の仕方(消毒・包帯)	
	ホ ー ム ル ー ム 活 動	通学における交通安全	男女交際の在り方	火災時の避難の仕方	性的被害の予防	命の尊厳		
全 教 育	安 全 指 導	通学指導		・通学指導と通学観察指導 (・寄宿舎生の帰省指導) ・駅からのバス通学指導				
		ホ ー ム ル ー ム 活 動	1年	通学の安全 子ども110番の家 誘拐等の防止	避難経路を知る	火災の予防 校内実習時の安全 水泳の安全 宿泊学習における安全	夏休みの生活と安全(含防犯)	交通事故の予防
			2年	2年生になって 通学の安全 子ども110番の家	避難経路を知る	火災の予防 産業現場等における実習の安全 宿泊学習における安全	夏休みの生活と安全(含防犯)	夏バテ予防と応急手当
			3年	3年生になって 通学の安全 子ども110番の家	避難経路を知る	火災の予防 宿泊学習における安全	夏休みの生活と安全(含防犯) 運動不足と成人病	けがをしたときの 応急手当 修学旅行における安全
	学 校 行 事 等		入学式	健康診断	運動会 火災避難(防災) 訓練(消防署招来) 産業現場等における実習 宿泊学習		修学旅行(3年)	
安 全 管 理	対 人 管 理		疾病のある生徒の把握(発作・運動制限)	救急体制の見直し	健康観察の徹底 心肺蘇生法の確認	夏休み中の事故防止	健康観察の徹底	
	対 物 管 理	施設・設備点検 機・いすの点検		便所・洗面所の衛生管理・点検 避難経路の点検	プール水質検査	→	飲料水検査	
		安全点検(通年)				期末大掃除	掃除	
学 校 安 全 に 関 する 組 織 活 動				・学校安全(保健)委員会		・職員研修会(救急救命法)		・学校安全(保健)委員会
				保健安全部会(毎月) PTA・地域との連携				



10	11	12	1	2	3	到達目標
実習時の安全に気を付けよう	火災を予防し安全に過ごそう	冬休みを安全に過ごそう	快適な環境を維持しよう	教室環境の管理をしよう	春休みを安全に過ごそう	安全で健康な生活を送る
木工材料の取扱い(切断・研磨等)	→	集塵器使用と暖房と換気	木工材料の取扱い(組み立て等)	→	接着剤・塗料の使用と換気	安全な器具の使い方や塗料等の使用の仕方を身に付ける
ガスコンロの使い方	調理実習の衛生と安全	電磁調理器等の使い方	調理実習の衛生と安全	もちつきにおける衛生と安全	家庭における調理器具の確認	
サッカーにおける安全	ミニホッケーにおける安全	スキー練習時の安全	スキー練習時の安全	スキー教室における安全	バスケットボールにおける安全	自分を含め、周囲の安全に気を付ける
健康管理と運動の関係	校外における異性との接し方	2学期のまとめ	健康管理と運動の関係	一人で行動するときの心構え	3学期のまとめ	性被害を防止するとともに健全な性の在り方を理解する
地震時の対応と避難の仕方	助け合って生きる	火災への対応(初期消火)	知らない人からの誘いへの対応	地震火災時における避難の仕方	自転車の安全な乗り方	災害への対応を身に付ける
						自分の判断で安全に配慮し、交通ルールを守る態度を育成する
地震への対応	火災予防と安全 校内実習の安全	冬休みの生活と安全	冬の安全対策	避難訓練の徹底 教室の整理整とん	身体の健康	健康や事故防止について理解する
地震への対応 産業現場等における実習の安全	火災予防と安全	冬休みの生活と安全	タバコの害	避難訓練の徹底 寒さに負けない体づくり	身体の健康	健康で安全な生活を送る力を身に付ける
地震への対応	火災予防と安全 タバコの害	冬休みの生活と安全	日常生活と健康管理	避難訓練の徹底 社会に出るに当たって	卒業を控えて	社会人として、自覚をもって行動する
地震避難(防災)訓練 産業現場等における実習	学芸会		防災の日	地震火災避難(防災)訓練 スキー教室	卒業式	学校行事における安全の徹底
		冬休み中の事故防止	健康観察の徹底		健康管理の反省 春休み中の事故防止	健康状態の的確な把握 健康維持と健康の増進 事故の防止
		降雪時における登下校の安全確認 →				
照度検査	飲料水検査		教室の自然換気・CO <sub>2</sub> 濃度検査	照度検査	健康管理の反省	安全で快適な学校環境 学校薬剤師との連携
掃除		期末大掃除	掃除		期末大掃除	
		安全点検・修理報告			防災関係設備点検	学校施設・設備の安全管理
・学校安全(保健)委員会						
保健安全部会(毎月) PTA・地域との連携						

知っていますか？

# イカのおすし

誘拐や連れ去りに遭わないための合言葉、それが、「イカのおすし」です。



## 5つの合言葉



- 知らない人にはついて**イカ**ない。
- 知らない人の車には絶対に**の**らない。
- 連れ去られそうな時は、  
**お**お声で「助けてー」とさけぶ。
- あぶないめにあったら**す**ぐ逃げる。
- 何かあったら大人の人に**し**らせる。

## 5つの注意

- 出かけるときは、必ず行き先を知らせよう。
- 一人で遊ばないようにしよう。
- 防犯ブザーなどはすぐ使えるようにしよう。
- 歩道やガードレールの内側を歩こう。
- 止まっている車や後ろから来る車にも注意しよう。

## 5つの技

- うで回し**…自分のひじを支点に窓をふくように内側から回します。
- 足げり**…相手のすねを思いっきりけり上げます。
- しゃがみこみ**…その場にしゃがんで、後ろに体重をかけます。
- バタバタふり回し**…手に荷物を持っている時は、相手の顔めがけてふり回します。
- 指つかみ**…後ろから口をふさがれた時は、相手の指1本をつかみ、外側へねじります。

## 地域安全マップの目的

### 《地域安全マップとは》

地域安全マップは、地域の「事件や事故が起こるかもしれないと不安を感じる場所」や、「事件や事故から身を守ることでできる場所」などの情報を表した地図です。

### 《地域安全マップの作製目的》

犯罪や事故に遭う可能性を回避することです。

具体的に挙げると

- ① 友達や家族、いろいろな仲間たちと一緒に、楽しみながら危険な場所や安全な場所を探して歩くことで、自然と、危険を見つける目を養うことができます。
- ② 自分で、危険な場所や安全な場所を見つけることで、他の場所に行っても危険を感じることでできる応用力を身につけることができます。
  - 危険予測能力の向上
- ③ 地域安全マップを作製し、活用することで、危険な場所と安全な場所を把握することができます、前もって危険を回避することができます。
  - 危険回避能力の向上
- ④ 友達同士で話し合いながら作業を進めることで世代内コミュニケーション能力が伸び、また、危険箇所のインタビューなどで大人から話を聞くことで世代間コミュニケーション能力も伸びます。
  - コミュニケーション能力向上
 というメリットがあります。

## 地域安全マップの作製方法

### 《作製方法》

#### 1. 地域安全マップを作製する地域の選定

…「学校までの地図（通学路の地図）」「学校の周りの地図（学区域の地図）」「商店街の地図」など、どの地域のマップを作製するかを決める。

（注）地域安全マップは、学区内全てを網羅する必要はなく、地域を限って作製（学校周辺、商店街周辺など）してもよいことに留意してください。（どうしても広く作りがちです。範囲を広くすると、調査項目も増え、作成段階でまとめにくくなります。）

#### 2. マップに載せる情報の決定

…どんなマップにするか、どんな情報を載せるかを決める。

### 【載せる情報の例】

- 事件や事故が起きそうなところ
  - ・過去に事件や事故が起きた場所と似ているところ
  - ・入りやすい場所、見えにくい場所
  - ・高く、長い塀が続く道
  - ・路上駐車が多い道
  - ・落書きやゴミが散乱しているところ
  - ・整理されていない駐輪場
  - ・ぼろぼろになった空き家
  - ・街灯が少なく暗い道
  - ・雑草や木が生い茂って見通しの悪い公園
  - ・若者がたむろする場所・・・など
- 「ビックリ」「ヒヤリ」としたところ
- 何かあったら助けを求めることができる場所
  - ・警察署、交番
  - ・子ども110番の家
  - ・学校、塾
  - ・信用できるお店（コンビニエンスストア、銀行、ガソリンスタンド、病院など）

## 3. 地図の準備

…地域安全マップを作ることに決めた地域の地図を準備する。

- ① 書き込みができるよう大きめの地図を準備する。
- ② 地図は、自分で描いてみるとよいが、難しければ、売っている地図を使う。  
※売っている地図のコピーを使う場合は、地図の制作会社の許諾が必要です。
- ③ よく行く場所（学校、公園、図書館、児童館、習い事の教室、お店など）や目印になる場所（川や池、記念碑、大型店、観光名所など）を書き込んでおく。  
※これは下書き地図として使うもので、あとできちんと清書します。

## 4. まちでの調査

…載せると決めた情報について、まちの中を実際に歩いて調査する。

### 【ポイント】

- 実際に歩いてみること。
- 気になるところはどんどんメモしていき、あとで「なぜ気になったのか」を考えてみるとよい。
- お店の人や警察官、散歩している人など、地域のいろいろな人の話を聞いてみて、その話も参考にする。  
注 ただし、無理強いしてはいけません。

※メモ用紙、ボード、筆記用具を忘れずに。

※夢中になりすぎて事件や事故に遭わないように気を付ける。

※地域の人に話を聞くときは、都合を聞いたりあいさつをきちんとするなど礼儀正しくする。

※人には聞かれたくないこともあるので、絶対に無理強いはしない。また、聞いた話をおもしろおかしく話さないこと。

## 5. まとめ

…下書きの地図やメモを見て、そのときの様子を思い出しながら、地域安全マップを清書し、完成させる。

### 【ポイント】

- 「集めた情報をどのように表現したらマップを見る人にわかりやすいか、後で使いやすいか」を考えてマップを作製する。
- 絵や記号、色などを使うとわかりやすくなる。
- 自分たちのまちのことを思って作製する。

### 《注意事項》

- 地域安全マップは、犯罪が起りやすそうな場所を表示した地図であって、犯罪が起きた場所を表示した地図ではないことに注意してください。（犯罪が起きた場所を単純にそのまま地図に書き込むだけでは、危険な場所を見極める能力は育ちません。）
- 犯罪の発生にこだわり、被害体験の聞き出しなどは絶対に行わないでください。（被害者の心の傷を広げる危険性もあります。）



## 通 知 文

青 教 ス 第 6 号  
平成17年4月1日

各市町村教育委員会教育長 殿

青森県教育委員会  
教育長 花 田 隆 則  
(公印省略)

### 幼児・児童生徒の安全指導及び学校（園）の 安全管理について（通知）

日頃より、幼児・児童生徒の安全指導及び学校（園）の安全管理について、特段の御尽力をいただいているところであります。

さて、新年度にあたり、新入学児童生徒等が不慣れな道路での通学や、新しい環境で生活することとなることから、貴管下の学校に対し、別紙留意事項等を参考の上、登下校時の安全確保体制を含め、幼児・児童生徒の安全指導及び学校（園）の安全管理に万全を期するよう御指導をお願いいたします。

青 教 ス 第 6 号  
平成17年4月1日

各県立学校長 殿

青森県教育委員会  
教育長 花 田 隆 則  
(公印省略)

### 児童生徒の安全指導及び学校の 安全管理について（通知）

日頃より、児童生徒の安全指導及び学校の安全管理について、特段の御尽力をいただいているところであります。

さて、新年度にあたり、新入学児童生徒等が不慣れな道路での通学や、新しい環境で生活することとなることから、別紙留意事項等を参考の上、登下校時の安全確保体制を含め、児童生徒の安全指導及び学校の安全管理に万全を期するようお願いいたします。



## 安全管理に関する留意事項等

### I 施設・設備に関する安全管理について

#### 1 校舎内・外の安全管理

##### (1) 教室

床や黒板などの状態、くぎ、びょうなど危険の有無、窓枠、窓からの転落の危険性、出入口の扉の危険の有無及び机、戸棚、その他の備品の配置及び机、いすの破損の有無について配慮すること。

##### (2) 廊下、階段、昇降口、ベランダ

廊下の窓枠の破損の有無、フェンスの危険の有無、不要物の有無について配慮すること。

##### (3) 便所、水飲み場

清潔を保つとともに、特に滑らないようにしておくよう配慮すること。

##### (4) 屋上

金網の高さやフェンスなどの破損の有無、出入口の施錠など適切な管理について配慮すること。

##### (5) 給食室

食中毒や火災の発生が懸念される場所であり、調理器具の保管状態、ねずみや害虫等の駆除、刃物類の始末、防虫網の整備、火気の後始末や電気、ガス使用の管理、運送用のコンテナの取扱いなどに配慮すること。

##### (6) 特別教室等

理科室や準備室等の薬品戸棚の管理、電源、ガスなどの安全装置、危険標識等の整備、刃物類の管理、実験用の危険薬品や保健室の薬品の貯蔵と管理に配慮すること。

##### (7) 体育館

床板や壁面の破損状況、電源等の安全、体育施設や体育用具の破損の有無、取付け口や固定口の有無などについて確認するとともに安全管理に配慮すること。

##### (8) 校舎等の外壁

外壁の亀裂、表面仕上げ材の浮きからの剥落等の危険の有無について配慮すること。

##### (9) 運動場・園庭等

地面の勾配、凹凸の状態、排水の状態などについて点検し、危険物（ガラス、石、くぎ等）の除去等を行い、常に安全な状態に整備しておくよう配慮すること。

##### (10) 遊具、体育等の固定施設、移動施設

ア 固定施設については、遊具、鉄棒、野球場等のバックネットなどの破損の有無や周囲の状態、設置状態、砂場、掲揚塔の状態について常に安全を確認すること。

イ サッカー、ハンドボールのゴールポストなどの移動施設については、固定の状態、破損の有無を確認するとともに、移動した場合の固定状況の点検を実施すること。

##### (11) 運動用具等の倉庫

ア 倉庫や用具室の整理・整とんに努めるとともに、常に施錠ができる状態になっているかを確認すること。

イ 用器具等の保管状態や取扱い、児童生徒等の出入状況の把握などについても十分配慮すること。

##### (12) プール



- ア 浄化・消毒装置やシャワー、洗眼器などの設備が設置目的に合った機能をはたしているか、それが安全に使用されているか点検を実施すること。
- イ プールの中に危険物や異物などが混入していないか、排水口、プールサイドが安全な状態に保たれているかなどについて、常に確認しておくよう配慮すること。

#### (13) 足洗い場

周囲の危険物の有無、滑りやすくなっていないか、排水の状態などについて確かめ、安全な状態が保たれるよう配慮すること。

## 2 災害発生に備えた安全管理

### (1) 避難関連事項

- ア 自動火災報知設備や緊急放送設備、防火用水、消火器、消火栓、防火シャッター、防火用扉などの作動性を確認すること。
- イ 避難経路や防災施設や設備等の障害物の有無を確認すること。
- ウ 発火しやすい薬品や灯油の安全な管理に配慮すること。
- エ 災害の状況、避難方法、避難経路等に関する校外機関との連携体制、連絡機能などを確認すること。

### (2) 転倒、落下の防止

戸棚、テレビ、パソコン、ピアノ、工作機械、実験器具、時計、掲示物、置物等の落下・転倒防止の措置を講ずること。

## II 防犯に関する安全管理について

### 1 日常の安全確保

#### (1) 職員の共通理解と校内体制の整備

- ア 児童生徒等の安全確保に関する教職員の共通理解と意識の高揚を図ること。
- イ 学校独自の危機管理マニュアル等の作成により、校内体制を整備すること。

#### (2) 来訪者の確認

来訪者への案内・指示、敷地や校舎への入口等の管理、入口や受付の明示、来訪者への声かけや名札等による識別などについて検討し、必要な対策を実施すること。

#### (3) 不審者情報に係る関係機関等との連携

学校周辺や地域の不審者情報に係る関係機関等との連携を図るとともに、近接する学校等間の情報提供体制を整備すること。

#### (4) 始業前や放課後、授業中や昼休み等における安全確保の体制整備

始業前や放課後、授業中や昼休み等における教職員やボランティア等による校内巡回などについて検討し、必要な対策を実施すること。

#### (5) 登下校時における安全確保

- ア 通学路による登下校の徹底、通学路の要注意個所の把握を行うこと。
- イ 地域の関係機関との連携を図り、「子ども110番の家」等の登下校時の緊急の避難場所を児童生徒等に周知するとともに、緊急の際の対処法などについて検討し、必要な対策を実施すること。

- (6) 校外学習や学校行事における安全確保
  - ア 校外学習や学校行事については、綿密な計画の作成と安全の確認をすること。
  - イ 児童生徒等への事前の安全指導の十分な実施及び緊急事態が発生した場合の連絡方法等の確立などについて検討し、必要な対策を実施すること。
- (7) 安全に配慮した学校施設の開放
  - ア 開放部分と非開放部分とを明確に分けることと、不審者等の侵入防止策（施錠等）を実施すること。
  - イ 保護者やPTA等による学校支援のボランティア活動への積極的な協力の要請など、必要な対策を実施すること。
- (8) 学校施設面における安全確保
  - ア 校門、囲障、外灯、校舎の窓、出入口等の破損、鍵の点検・補修、警報装置や防犯監視システム、通報機器を設置している場合の作動状況の点検を実施すること。
  - イ 警察や警備会社等の連絡、通報体制の整備、死角の原因となる立木等の障害物の有無、駐車場や隣接建物等からの侵入の可能性などについて検討し、必要な対策を実施すること。

## 2 緊急時の安全確保対策

- (1) 不審者情報がある場合の連絡等の体制整備
  - ア 警察のパトロール等の実施など関係機関との速やかな連携、緊急時の登下校の方法についての対応方針を策定すること。
  - イ 保護者やPTA等による学校支援のボランティアの学校内外の巡回等の実施協力体制の整備などについて検討し、必要な対策を実施すること。
- (2) 不審者などの立ち入りなど緊急時の体制
  - ア 校長、教頭または他の教職員への情報伝達、児童生徒等への注意を喚起するとともに、避難誘導等の対応できる体制を確立すること。
  - イ 警察、消防署等の関係機関や教育委員会への通報体制の整備をはかるとともに、緊急時に備えた教職員による安全確保の訓練や児童生徒等の避難訓練を実施すること。

## Ⅲ 通学に関する安全管理

### 1 通学路の設定と安全確保

- (1) 通学路の設定とその安全確保に当たっては、交通事情を配慮し、関係機関と協議し、可能な限り安全な通学路を設定すること。
- (2) 通学路の安全性が恒常的に確保されるよう、保護者、警察や地域の関係者等の協力も求めて、対策を講じること。

### 2 徒歩及びバス、電車等交通機関利用による通学の安全確保

- (1) 一般的安全管理
  - ア 児童生徒等一人一人の通学方法を把握すること。
  - イ 校外指導での家庭や地域の関係機関・団体等と連携すること。
  - ウ 校外指導を計画的に実施すること。

- エ 部活動等で下校時刻が遅くなる場合の下校の仕方を配慮すること。(交通事情や防犯等)
- (2) 自転車通学の安全確保
- ア 通学における使用のきまりを遵守すること。
  - イ 自転車に関する道路交通法等関連法規を遵守すること。
  - ウ 車両の点検整備、自転車置き場における管理、学校周辺や校門周辺における一般交通や他の生徒との混雑緩和、乗車時の行動等について安全管理を行うこと。
- (3) 二輪車や定時制高校等における自動車による通学の安全確保
- ア 通学における使用のきまりを遵守すること。
  - イ 車両の点検整備、駐車における管理、学校周辺や校門周辺での他の生徒との混雑緩和、乗車時の行動等について安全管理を行うこと。

### 3 その他

通学の安全管理については、交通安全だけでなく、暴力や誘拐等に対する防犯の観点からも対策を講じること。

## IV 学校生活の安全管理

### 1 休憩時間等の安全管理

始業前の特定時間、業間の休憩時間、昼の休憩時間、放課後などそれぞれ時間の特定に応じて、次のような観点から安全点検を行い、必要な措置を講じること。

- (1) 校舎内で活動している場合
- ア 屋上や階段、廊下や教室の施設そのものに不備や危険はないか。
  - イ 校舎内での施設の利用や児童生徒等の行動に危険はないか。
  - ウ 庇をベランダと錯誤して、窓から出入りするなど危険な行動をしていないか。
- (2) 運動場、体育館等で活動している場合
- ア 運動や遊びをしている者と他の者との間に危険はないか。
  - イ 運動や遊びの種類と場所に危険はないか。
  - ウ 休憩時間から学習時間に移るときの児童生徒等の行動に危険はないか。
  - エ 人目につきにくいところで運動や遊びをしている者に危険はないか。
  - オ 新しく児童生徒等の間に流行している遊びで安全上の問題となるものはないか。
- (3) 運動場、体育館等で遊具や固定施設、移動施設を利用している場合
- ア 遊具、固定施設そのものについて不備や危険はないか。
  - イ 利用の仕方に無理はないか。
  - ウ 利用している者の行動に危険はないか。
  - エ 固定施設の近くにいる者に危険はないか。

### 2 各教科等の学習時間

- (1) 学習中は当然のこと、学習前から心身状態等の把握をすること。
- (2) けがの可能性が高い児童生徒等に対しては、個別的に配慮すること。
- (3) 校外での活動に際しては、事前の調査等を行うこと。

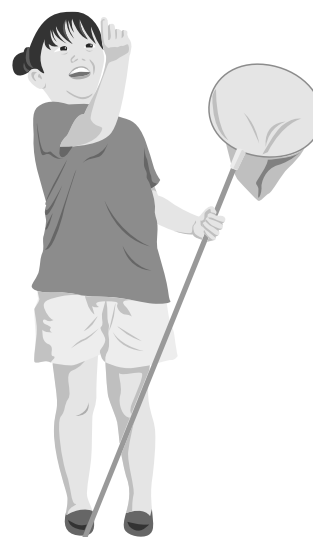
(4) 教科の特性、児童生徒等の実態に応じた具体的な観点を作成して、安全管理の万全を図ること。

### 3 クラブ活動等、学校行事等の活動時

- (1) 場所、活動状況等極めて多岐にわたるため、多様な状況に応じた安全管理を行うこと。
- (2) 各活動内容に沿って、具体的な観点を設定し、児童生徒等の自己管理と併せて、効果的な安全管理を進めていくこと。
- (3) 部活動に参加する者の自己管理を徹底するとともに、直接指導を充実するなど教職員の共通理解を図るようにすること。

### 4 清掃活動等作業時

日常の清掃、大清掃、学校環境緑化活動、その他の作業活動等においても、用具や薬剤等の使い方、児童生徒等の危険な行動、作業を行う場所の危険性などが原因で事故が発生することがあることからこれらの点に留意し安全管理を行うこと。



## 幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目(例)

### 《趣 旨》

この点検項目は、幼児児童生徒の安全確保のためには、地域や警察等の関係機関と一体となって対応するとともに、学校としての安全管理のための方策が必要であることを踏まえ、幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理のために、学校及び教育委員会等において取り組むべき事項並びに家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項について、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものである。

各学校及び教育委員会等においては、これを参考として、学校種や学校、地域の状況等に応じて必要な修正、追加を行うなどした上で、定期的に点検を実施し、幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に万全を期すことが必要である。

### 《点検項目》

#### I 学校において取り組むべき事項

##### 1 日常の安全確保

点 検 項 目	措置状況		行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
(教職員の共通理解と校内体制)			
(1) 幼児児童生徒の安全確保に関し、教職員の共通理解と校内体制について、次のような方法により整備されているか。			
① 日頃から職員会議等で取り上げ、教職員間で情報交換、意見交換を行うなどにより共通理解を深め、教職員一人一人が学校の安全管理について意識の向上を図っている。			
② 幼児児童生徒の安全確保のため、教職員の具体的な役割分担や関係機関への連絡体制を定めた危機管理マニュアル等を作成するなどして、校内体制の整備を図っている。			
(来訪者の確認)			
(2) 学校への来訪者が確認できるような措置を講じているか。			
① 立て札や看板等による案内・指示を行ったり、入口や受付を明示している。			
② 登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への入口等を管理可能なものに限定している。			
③ 来訪者にリボンや名札等を着用させて、識別が可能なようにしたり、来訪者に声かけ等をして身元の確認を行うなどして、外部からの人の出入りの確認を行っている。			
(不審者情報に係る関係機関等との連携)			
(3) 学校周辺等における不審者等の情報について、次のような方法により把握できる体制をとっているか。			



① 日頃から警察等の関係機関、PTAや地域住民等と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。			
② 近接する学校や保育所等との間で情報を提供しあう体制をとっている。			
(始業前や放課後における安全確保の体制)			
(4) 始業前や放課後における安全確保のための教職員の具体的な役割分担(校内巡回等)を定め、幼児児童生徒の状況を把握しているか。			
(授業中、昼休みや休憩時間等における安全確保の体制)			
(5) 授業中、昼休みや休憩時間等における安全確保のため、教職員等による校内巡回等を行っているか。			
(登下校時における安全確保の体制)			
(6) 登下校時において、幼児児童生徒の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。			
① 幼児児童生徒に対し定められた通学路を通して登下校するよう指導している。			
② 通学路において人通りが少ないなど、幼児児童生徒が登下校の際に注意を払うべき個所をあらかじめ把握し、例えば、マップを作成して、幼児児童生徒、保護者に周知するなどして注意喚起している。			
③ 登下校時等に万一の場合、交番や「子ども110番の家」等の幼児児童生徒が緊急避難できる場所を幼児児童生徒一人一人に周知している。			
④ 幼児児童生徒に対し、登下校時等に万一の事態が発生した場合の対処法(大声を出す、逃げる等)を指導している。			
(校外学習や学校行事における安全確保の体制)			
(7) 校外学習や学校行事において、幼児児童生徒の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。			
① 事前に綿密な計画を立てるとともに、現地の安全を十分確認している。			
② 幼児児童生徒に対する事前の安全指導が十分行われている。			
③ 万一の事態が発生した場合の連絡方法等をあらかじめ定めている。			
(安全に配慮した学校開放)			
(8) 学校開放(夜間・休日開放を含む)に当たって、次のような措置を講じ、安全への配慮を行っているか。			
① 学校開放時における開放部分と非開放部分との区別を明確に示し、非開放部分への不審者の侵入防止のための方策(施錠等)を講じている。			
② 学校開放時の安全確保について、PTAや地域住民等による学校支援のボランティアの積極的な協力を得ている。			

(学校施設面における安全確保)

(9) 学校施設の面で、次のような安全確保策を講じているか。

① 校門、囲障、外灯（防犯ライト等）、校舎の窓・出入口等の破損、錠の状況の点検・補修を行っている。			
② 警報装置（警報ベル、ブザー等）、防犯監視システム、通報機器（校内緊急通話システム、警察や警備会社との連絡システム等）等を設置している場合、作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡体制の確認を行っている。			
③ 死角の原因となる立木等の障害物の有無、自転車置場、駐車場や隣接建物からの侵入の可能性について確認を行っている。			

## 2 緊急時の安全確保

点 検 項 目	措置状況		行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
(不審者情報がある場合の連絡等の体制)			
(10) 学校周辺等における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制が整備されているか。			
① 警察にパトロール等の実施を要請するなど速やかに警察との連携を図る。			
② 緊急時の幼児児童生徒の登下校の方法について、あらかじめ対応方針を定めている。			
③ 幼児児童生徒の安全確保のため、PTAや地域住民等による学校支援のボランティアから学校内外の巡回等の協力を得る。			
(不審者の立入りなど緊急時の体制)			
(11) 学校内に不審者が立ち入っているなど緊急時に備え、次のような体制が整備されているか。			
① 直ちに校長、教頭又は他の教職員に情報が伝達され、幼児児童生徒への注意喚起、避難誘導や教職員による応急手当等、教職員が幼児児童生徒の安全を第一に考えた対応のできる体制（役割分担）を整えている。			
② 警察、消防署等の関係機関や教育委員会等に対して、直ちに通報がなされる体制（役割分担）を整えている。			
③ 緊急時に備えた教職員による安全確保の訓練や、幼児児童生徒の避難訓練等が実施されている。			
④ 警備員を配置している場合、巡回パトロールが効果的に行われ、緊急時に短時間で対応できる体制を整えている。			



## Ⅱ 教育委員会等において取り組むべき事項

### 1 日常の安全確保

点 検 項 目	措置状況		行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
(方針の明示と学校間の情報交換)			
(1) 教育委員会等は、管下の学校に対して、次のような措置を講じているか。			
① 幼児児童生徒の安全確保についての教育委員会等の方針（危機管理マニュアルの作成等）を明らかにしている。			
② 教職員に対し学校の安全管理や安全教育に関する研修会等を実施し、意識の向上を図っている。			
③ 域内にある学校や保育所等の中で迅速な情報交換ができる体制を整えている。			
(関係機関・団体との連携)			
(2) 教育委員会等は、幼児児童生徒の安全確保のため、次のような措置を講じ、関係機関・団体との連携を図っているか。			
① 警察、消防署等の関係機関、PTA、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体への協力要請や情報交換を行っている。			
② 近接する市町村間等で不審者に関する情報を提供しあう体制をとっている。			
(安全に配慮した学校開放の推進)			
(3) 教育委員会等は、管下の学校において、安全に配慮した学校開放（夜間・休日開放を含む）が行われるよう次のような措置を講じているか。			
① 教育委員会等として、学校開放時に人員を配置するなど、安全確保の体制を整備している。			
② 学校開放時における開放部分と非開放部分との区別の明確化が図られるよう、非開放部分への不審者の侵入防止のための施設設備上の対策（錠、シャッター、警報装置等の整備など）を講じている。			
③ PTAや地域住民等による学校支援のボランティアに積極的な参加を得るよう協力要請をしている。			
④ 管下の学校においてPTAや地域住民等による学校支援のボランティアの協力をどのように得ているかを把握している。			
(学校施設面における安全確保)			
(4) 学校施設の面で、幼児児童生徒の安全確保が図られるよう、次のような施設設備の整備を行っているか。			
1) 敷地内への侵入対策			
① 校門、囲障、外灯（防犯ライト等）等の整備や破損箇所の補修を行っている。			

② 防犯監視システム等の整備を必要に応じ行っている。			
③ 死角の原因となる立木等の剪定、自転車置場、駐車場や隣接建物からの侵入防止対策等を行って行っている。			
④ 必要に応じ、職員室、事務室等をアプローチ部分や屋外運動場を監視でき、緊急時にも即応できる位置に配置している。			
2) 建物内への侵入対策 ⑤ 校舎の窓・出入口、錠等の整備や破損箇所の補修を行っている。			
⑥ 防犯監視システム等の整備を必要に応じ行っている。			
⑦ 必要に応じ低層階の外部に面する窓ガラスを防犯性能の高いものにして行っている。			
3) 通報システムの整備 ⑧ 警報装置（警報ベル、ブザー等）、通報機器（校内緊急通話システム、警察や警備会社との連絡システム等）の整備を必要に応じ行っている。			
4) 幼児児童生徒の避難対策 ⑨ 教室等の避難経路を複数確保するとともに、避難を考慮した施錠システム（内部からのみ開錠可能等）としている。			

## 2 緊急時の安全確保

点 検 項 目	措置状況		行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
(不審者情報がある場合の体制)			
(5) 教育委員会等は、管下の学校の周辺等における不審者等の情報を入手した場合には、次の措置を講ずるよう体制を整備しているか。			
① 速やかに関係する地域の学校に情報を提供し、注意喚起をする。			
② 警察に対し当該学校周辺におけるパトロール等の実施を要請するなど、関係機関との連携を図る。			
③ PTA、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体に注意喚起し、幼児児童生徒の安全確保のための協力を求める。			
(不審者の立入りや事件発生など緊急時の体制)			
(6) 管下の学校において、学校内に不審者が立ち入ったり、事件が発生したりしているなどの緊急時に備え、次のような体制を整備しているか。			
① 学校からの緊急時の連絡に対応する体制をとっている。			
② 緊急時に、関係部局や関係機関等とも連携し、直ちに職員を派遣するなど、学校における危機管理を支援する体制をとっている。			

### Ⅲ 家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項

#### 1 日常の安全確保

点 検 項 目	措置状況		行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
(家庭への働きかけ) (1) 不審者情報の警察、学校等への速やかな伝達が行われるよう、また、幼児児童生徒が犯罪や事故の被害から自分の身を守るため、危険な場所の確認や屋外での行動に当たって注意すべき事項を家庭で具体的に話し合うよう働きかけが行われているか。			
(学校外の安全確保のための地域の関係団体における取組) (2) 学校外の安全確保のため、PTA、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体の協力を得て、学区内の人通りの少ない場所等危険個所の点検や「声かけ運動」等の取組が行われているか。			
(登下校時、授業中、学校開放時等における安全確保のための地域の関係団体における取組) (3) 登下校時、授業中、学校開放時等の安全確保のため、PTA、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体との連携・協力の下、通学路の安全点検、登下校時、授業中、放課後、学校開放時等における学校内外の巡回等の取組が行われているか。			
(4) 登下校時等に万一の場合、幼児児童生徒が緊急避難できる「子ども110番の家」等の地域のボランティアの体制がとられているか。			

#### 2 緊急時の安全確保

点 検 項 目	措置状況		行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
(5) 学校周辺や学区内等で不審者等の情報がある場合には、次のような取組を行う体制がとられているか。			
① PTA、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体との連携・協力の下、各家庭や地域への注意喚起、授業中や放課後等における学校内や周辺、学区内の巡回、集団登下校への同伴等の取組が行われる体制がとられている。			
② 学校や関係機関等からの注意依頼の文書等が、各家庭に配布されたり、地域に掲示されたりするなど速やかに周知される体制がとられている。			

# 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例

## 目 次

第一章 総則（第一条－第八条）

第二章 安全・安心まちづくりの推進に関する基本的施策

第一節 県民等の自主的な活動の促進（第九条）

第二節 児童等の安全の確保等（第十条－第十四条）

第三節 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備（第十五条－第十九条）

第四節 防犯責任者の設置（第二十条）

第三章 安全・安心まちづくりの推進のための施策の推進（第二十一条－第二十四条）

附則

## 第一章 総 則

### （目的）

第一条 この条例は、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の形成に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この条例において「犯罪のない安全・安心まちづくり」とは、地域社会における県民、事業者及びこれらの者が組織する団体（以下「県民等」という。）による犯罪の防止のための自主的な活動並びに県、市町村及び県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備をいう。

### （基本理念）

第三条 犯罪のない安全・安心まちづくり（以下「安全・安心まちづくり」という。）の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 犯罪の防止の必要性に関する理解が深められるとともに、日常生活及び事業活動において自らの安全は自らが守るという意識の高揚が図られること。
- 二 県民等による犯罪の防止のための自主的な活動が展開されることにより、互いに守り合い、支え合う地域社会が形成されること。
- 三 県、市町村及び県民等が適切な役割分担の下に、連携し、及び協力すること。

**(県の責務)**

第四条 県は、前条に定める安全・安心まちづくりの推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全・安心まちづくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

**(県民の責務)**

第五条 県民は、基本理念にのっとり、施錠の励行等による日常生活における安全の確保その他の安全・安心まちづくりの推進に努めるとともに、県が実施する安全・安心まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

**(事業者の責務)**

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における安全の確保及び地域社会の一員としての安全・安心まちづくりの推進に努めるとともに、県が実施する安全・安心まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

**(推進体制の整備)**

第七条 県は、県、市町村及び県民等が意見を交換し、及び相互に連携して安全・安心まちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、県、市町村及び県民等が意見を交換し、及び相互に連携して安全・安心まちづくりを推進するための体制を整備しなければならない。

**(推進計画)**

第八条 知事は、安全・安心まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 安全・安心まちづくりの推進に関する目標
- 二 安全・安心まちづくりの推進に関する施策の方向
- 三 その他安全・安心まちづくりの推進に関する重要な事項

3 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

## 第二章 安全・安心まちづくりの推進に関する基本的施策

### 第一節 県民等の自主的な活動の促進

第九条 県は、県民等が行う安全・安心まちづくりに関する自主的な活動及び相互に連携した活動を促進するため必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

2 県は、安全・安心まちづくりに関する活動を行う団体及びその指導者の育成に努めるものとする。



## 第二節 児童等の安全の確保等

### (学校等における児童等の安全の確保)

- 第十条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）及び同法第八十二条の二に規定する専修学校の高等課程をいう。）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（以下「学校等」という。）における児童、生徒、幼児等（以下「児童等」という。）の安全の確保に関する指針を定めなければならない。
- 2 学校等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該学校等の施設内における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
  - 3 県は、学校等を設置し、又は管理する者に対し、当該学校等の施設内における児童等の安全を確保するための対策の実施について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。
  - 4 知事、教育委員会及び公安委員会は、第一項の指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 5 前項の規定は、第一項の指針の変更について準用する。

### (通学路等における児童等の安全の確保)

- 第十一条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、通学、通園等の用に供される道路及び児童等が日常的に利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）における児童等の安全の確保に関する指針を定めなければならない。
- 2 学校等を管理する者、児童等の保護者、地域住民、通学路等を管理する者及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、連携して、前項の指針に基づき、当該通学路等における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
  - 3 前条第四項の規定は、第一項の指針の策定及び変更について準用する。

### (児童等の安全に関する教育及び学習の振興)

- 第十二条 県は、児童等が犯罪による被害を受けないようにするための教育及び学習の振興に努めるものとする。

### (高齢者等の安全の確保)

- 第十三条 県は、県民等が連携して取り組む地域における高齢者その他犯罪による被害を受けるおそれが高い者の安全を確保するための活動を促進するため必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

### (観光旅行者の安全の確保)

- 第十四条 県は、観光に関する事業を営む者と連携して、観光旅行者の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。



### 第三節 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備

#### (犯罪の防止に配慮した住宅)

第十五条 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を定めなければならない。

2 住宅を設計し、又は建築する事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 県は、住宅を設計し、建築し、所有し、又は管理する者、住宅に居住する者等に対し、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

4 第十条第四項の規定は、第一項の指針の策定及び変更について準用する。

#### (犯罪の防止に配慮した道路等)

第十六条 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）の構造、設備等に関する指針を定めなければならない。

2 道路等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 第十条第四項の規定は、第一項の指針の策定及び変更について準用する。

#### (犯罪の防止に配慮した店舗)

第十七条 銀行その他の金融機関で知事が定めるもの及び深夜（午後十時から翌日の午前五時までの時間をいう。）において小売業を営む者で知事が定めるものは、これらの店舗を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 警察署長は、その管轄区域において、前項の店舗を設置し、又は管理する者に対し、犯罪の防止に配慮した店舗の構造、設備等について必要な情報の提供、助言その他の措置を講じなければならない。

#### (盗難の防止に配慮した自動車等の普及)

第十八条 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の販売を業とする者は、盗難の防止に配慮した構造及び設備を有する自動車等並びに自動車等に係る盗難を防止するための装置の普及に努めなければならない。

2 県は、自動車等の販売を業とする者に対し、自動車等に係る盗難を防止するために必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

#### (盗難の防止に配慮した自動販売機の普及)

第十九条 自動販売機の販売を業とする者は、盗難の防止に配慮した構造及び設備を有する自動販売機の普及に努めなければならない。

2 自動販売機を設置し、又は管理する者は、当該自動販売機について、盗難を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 県は、自動販売機の販売を業とする者及び自動販売機を設置し、又は管理する者に対し、自動販売機に係る盗難を防止するために必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

## 第四節 防犯責任者の設置

第二十条 事業者は、その実情に応じ、犯罪の防止に関する従業員への教育、犯罪の防止のための設備の維持管理等を行う責任者を置くよう努めなければならない。

## 第三章 安全・安心まちづくりの推進のための施策の推進

### (安全・安心まちづくり旬間)

第二十一条 県民及び事業者の間に広く安全・安心まちづくりについての関心と理解を深めるため、安全・安心まちづくり旬間を設ける。

2 安全・安心まちづくり旬間は、四月二十一日から同月三十日まで及び十月十一日から同月二十日までとする。

3 県は、安全・安心まちづくり旬間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

### (啓発)

第二十二条 県は、前条に定めるもののほか、県民及び事業者の安全・安心まちづくりについての関心と理解を深めるため、学習の機会の提供、広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

### (市町村への支援)

第二十三条 県は、市町村が安全・安心まちづくりの推進に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

### (財政上の措置)

第二十四条 県は、安全・安心まちづくりの推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成十八年九月三十日までの間における第十条第一項の規定の適用については、同項中「第七条第一項」とあるのは、「第七条」とする。

## 参考・引用文献

- 安全教育的参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育的  
(平成13年1月 文部科学省)
- 学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル  
(平成14年2月 文部科学省)
- 学校の安全管理に関する取組事例集  
(平成15年6月 文部科学省)

## 子ども安全サポート推進委員会 ワーキンググループ構成員

構成員所属名	役職	氏名
国立大学法人弘前大学教育学部	教授	面澤和子
青森県警察本部生活安全企画課街頭犯罪等抑止対策室	課長補佐	太田泰文
青森県警察本部少年課	課長補佐	小笠原清彦
青森県警察本部地域課	課長補佐	嘉瀬英紀
青森市立鶴ヶ坂小学校	校長	小笠原正典
青森市立荒川中学校	校長	原子雅樹
青森県立青森北高等学校	校長	笹木正信
深浦町立修道小学校	教諭	三浦一雄
弘前市立桔梗野小学校	教諭	柏田顕
十和田市立ちとせ小学校	教諭	中尾周
青森市立高田中学校	教諭	福崎裕之
むつ市立大平中学校	教諭	飯田一彦
八戸市立第二中学校	教諭	田中昭子
青森県教育庁義務教育課	指導主事	藤澤均
青森県教育庁県立学校課	指導主事	高橋順
ワーキンググループリーダー 青森県教育庁スポーツ健康課 健康・給食グループ	主任指導主事	増田あけみ

(平成18年3月末現在)

# 学校安全推進の手引

地域ぐるみで子どもの安全をまもるために

---

平成18年3月発行

発行者 **子ども安全サポート推進委員会**  
**青森県教育委員会**  
〒030-8540 青森市新町二丁目3-1

印刷者 **第一印刷株式会社**  
〒038-0003 青森市石江字江渡3-1

---



R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています



ひとつのいのち。  
みんなの  
だいじないのち。

株式会社大塚食品株式会社